

議 事 日 程

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した議員

1番	堀	武	2番	くまがいさちこ
3番	西岡	一成	4番	庄田昭人
5番	森	治久	6番	棚橋敏明
7番	広瀬	武雄	8番	松野藤四郎
9番	広瀬	捨男	10番	古川貴敏
11番	河村	孝弘	12番	清水治
13番	若井	千尋	14番	若園五朗
15番	広瀬	時男	16番	小川勝範
17番	星川	睦枝	18番	藤橋礼治

○本日の会議に欠席した議員（なし）

○欠員（1名）

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	堀	孝正	副市長	奥田尚道
教育長	横山	博信	企画部長	森和之
総務部長	早瀬	俊一	市民部兼 巢南庁舎管理部長	広瀬充利
福祉部長	高田	薫	都市整備部長	弘岡敏
調整監	渡辺	勇人	環境水道部長	鹿野政和
会計管理者	宇野	清隆	教育次長	高田敏朗

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	田 宮 康 弘	書	記	泉	大 作
書	記	今 木 浩 靖			

開議の宣告

○議長（若園五朗君） 皆さん、おはようございます。

本日は議会の傍聴に御来場いただきまして、まことにありがとうございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（若園五朗君） 日程第1、一般質問を行います。

個人一般質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

13番 若井千尋君の発言を許します。

若井千尋君。

○13番（若井千尋君） 皆様、おはようございます。

議席番号13番、公明党の若井千尋です。

若園議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

傍聴におこしの皆様には、早朝より議場に足を運んでいただきまして、まことにありがとうございます。

今回の私の質問は大きくは3点、1点目は、地域包括ケアシステムの構築の取り組みについて、2点目に、学校現場においてAEDが使用されず児童が亡くなるという過去の事故の再発防止の観点から、当市は学校教育の一環でAEDの講習を実施されています。その内容をどのように評価されておられるのかと、さらにAEDの公共施設の設置状況と行政職員のAEDの知識、また有事の際の操作の実情を確認させていただきます。最後は、当瑞穂市の予算の見える化についてをお聞きいたします。

以下、詳細は質問席に移らせていただきます。

初めに、地域包括ケアシステムの構築についてお尋ねいたします。

政府与党は、団塊の世代の方々が75歳以上となる2025年を目安に、地域、介護、予防、住まい、生活支援といった事柄に対して、人生の最後まで住みなれた地域、おおむね中学校区など、今まで生活してきた地域で必要なサービスが一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を推進しております。

今後の具体的な取り組みとして、保険者である市町村や都道府県がそれぞれの地域の実情に合わせて地域包括ケアシステムをつくり、国は、在宅医療と介護の連携強化や認知症施設の充実、小規模型通所介護、サービスつき高齢者向けの住宅の整備などを推進していく方針です。

地域包括ケアシステムのイメージは、高齢者が病気になった場合、かかりつけ医や地域の病

院への通院、在宅医療などを受け、介護が必要になれば訪問介護などの委託サービスや施設入所などのサービスも地域の中で受けられ、さらに単独世帯、または夫婦のみの高齢世帯であっても、住みなれた地域でいつまでも元気で暮らすために介護予防サービスや、今まで行われてきた介護の制度外サービスである食事の配達、買い物、清掃などの生活支援サービスを地域の老人クラブや自治会、ボランティア、NPOから受け、孤立防止や見守り活動をしてもらうというシステムであります。

こうした地域包括ケアシステムは、これが一番正しいといった一つの正解があるものではなく、それぞれの地域の特性に応じてさまざまな姿、形があるものであり、ほかの地域の取り組み事例なども参考にしながら、それぞれの地域で考え、自主性に基づいてつくり上げていくこととなります。具体的な内容に関しては、厚生労働省は市町村に対し、地域ケア会議の実施を啓発しております。

最初の質問をお伺いします。

地域包括ケアシステムの構築に当たり、本市が今まで進めてきた取り組みや事例など、どのようなものがあるかをお聞きします。

○議長（若園五朗君） 高田福祉部長。

○福祉部長（高田 薫君） おはようございます。

若井議員より地域包括ケアシステムの御質問でございます。

最近になって各紙新聞がこの問題についていろいろ取り上げてきていまして、皆様方にも、ああ、こういうことだったんだなあというような、徐々に細かい話が出てきているというふうに考えておりますが、若井議員からの1番目のシステムの構築に当たり、今まで進めてきた取り組みや事例はどのようなものがあるかというところでございますが、この構築に当たっては、瑞穂市だけではなく、介護保険の保険者であるもとす広域連合、並びに構成市町である2市1町、この中での連携ということは言うまでもございません。

そうした中、5月16日にもとす広域連合主催の研修会がございました。これには医師会、民生委員の方々、老人クラブ、行政、社協、地域包括支援センターの方々などが参加して、この基盤づくりについて、どういうふうに持っていったらいいのかということ講師のお話を聞いていただいたところでございます。

また、瑞穂市におきましては、今までも社協のふれあいサロンやボランティア育成の支援、また教育委員会、生涯学習活動での各種事業への支援、地域への各種団体の支援など、これからの取り組みへの地域資源になるというふうに考えておるところでございます。

また、この10月には、瑞穂大学の女性学部で認知症予防講演会が実施されるというふうに聞いております。さらに認知症サポーターの養成というのも今までできております。これらも引き続き実施していくところでございます。

地域包括支援センターにおきましては、ネットワークの構築というところで、ケアマネサロンの開催ということで、市内のケアマネジャーとのネットワーク会議を開催してきております。また、グループホームと小規模多機能型居宅介護施設との地域密着推進ネットワーク会議、黒野病院の認知症疾患医療センターと、瑞穂市を含めて、山県市、本巢市、北方町との北西部会議というものも開催をしてきております。

地域包括システムの構築に向けた関係者のネットワーク研修会ということで、小地域ケア会議研修会の開催、また個別事例の検討や地域のニーズ、社会資源を把握して市や関係機関に提言するためのケア会議の開催など、こういったものを開催してきております。

また、高齢者相談窓口としまして、窓口の充実とシルバー便利帳、介護保険情報、包括だよりなど、こういったものを充実させ、情報提供を図ってきたところがございます。高齢者相談窓口におきましては、前年度において1,817件の相談があったというふうに聞いております。

また、認知症対応では、サポーターの養成講座、このサポーターのステップアップ講座、認知症サポーター地域活動検討会の開催などを実施してきております。さらに出前講座の実施などでは、いきいきふれあいサロンや自治会、老人クラブ、民生児童委員などへの出前講座の実施を今までしてきております。

今までの取り組みについて、全部はまだまだお話しし切れない部分がございますが、代表的なものをお話しさせていただきました。

[13番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 若井千尋君。

○13番（若井千尋君） 今、高田福祉部長のほうからるる御説明をいただきました。

1つずつお伺いしていこうと思った項目がありましたので、確認の意味で答えが重なるかもしれませんが、私もけさの公明新聞で、在宅で医療と介護のサービスが受けられる環境を整え、両サービスの連携を推進する医療、介護総合確保推進法案が18日の参院本会議で自民・公明の与党両党の賛成多数で可決成立したというふうにけさの新聞に載っておりました。

ただ、この中には、今、冒頭にお話ししましたように、当然、法律が整備されていきましても、都市部であるとか、山間部とか農村部とか、ここは山間部でも農村部でもないわけですが、先ほどお話しした、その地域の特性を生かしながらやっていくということになっていくと思いますけれども、今、部長がお話ししていただいた部分の中で、そのケアシステムを構築していくに当たり、私も今回初めてこのことを質問させていただくわけですが、十分内容がわからないのでお聞きをするわけですが、地域包括ケアシステムが提携を目指す医療、介護、予防、住まい、生活の支援の充実に向けた取り組みについては、医療介護保険と制度外サービスでそれぞれの支援を行ってきたということでございますが、それぞれを一体化して連携をとるような体制にしておかなければならないというふうに聞いたわ

けでございます。

その意味において、地域ケアシステムの構築に当たっては、地域ケア会議というのが非常に重要になってくるというふうにお聞きするわけでございますけれども、先ほど部長から答弁をいただいたかもしれませんが、その地域ケア会議というのが、当市はもう行っているのか。また、今後ケア会議が開催されるのであれば、どのようなお考えで取り組んでいかれるのかを、もう一度確認の意味でお聞きします。

○議長（若園五朗君） 高田福祉部長。

○福祉部長（高田 薫君） 先ほど、言葉的には地域ケア会議という中身の細かいお話はさせていただきますませんでした。

地域ケア会議につきましては、瑞穂市が主催する地域ケア会議と、地域包括支援センターの実施します小地域ケア会議、この2種類を実施しております。

この地域ケア会議の持ち方につきましては、市主催の地域ケア会議につきましては、今まで個別事例会議という内容で実施しておりました。本年度からここにつきましては、認知症部会、介護予防部会に分けて、より専門的な会議と位置づけして地域課題及び施策課題の検討会議というふうで実施していこうと調整をしております。地域包括支援センターが実施しております小地域ケア会議では、個別事例会議を中心に担っていくという方向性で実施しております。

この小地域ケア会議、平成23年度よりケアマネや民生委員から上がってきた個別事例につきまして、本人や家族に加え、医師、認知症疾患医療センター、福祉生活課、健康推進課、北方警察署地域安全課、自治会代表、地域住民、民生委員、ケアマネなど必要に応じて参加いただきまして、それぞれができることについての話し合いという場としております。以上でございます。

[13番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 若井千尋君。

○13番（若井千尋君） 多分たくさんやっておられると思いますし、また今までの積み上げてきたことに対して、次、どう手を打っていかれるかということもこれからの課題だというふうに思います。いずれにしても地域ケア会議というのが大変重要な会議になってくるというふうに思いますので、またその進行とか進みぐあいをお聞きできればというふうに思います。

今、高田部長のほうからもお話が先々出ておりますけれども、今出ました地域で取り組む包括ケアシステムでは、認知症対策というのが大きな柱の一つになるというふうに聞いております。今後、高齢者が急増する上で認知症患者、またその予備軍もふえるということが当然予想されております。今後目指すべきケアの考え方として、危機の発生を防ぐ早期・事前的な対応に基本を置くとしております。本市における認知症の予防対策というものについて、もう一度確認の意味でお聞きします。

○議長（若園五朗君） 高田福祉部長。

○福祉部長（高田 薫君） 認知症という問題、ここにおける我々を含めて他人の話ではございません。いつか私自身も市の広報無線で周知がされるかもわかりません。そういった身近な問題という捉え方を皆さん方にもしていただきたいというふうに思います。

認知症の正しい知識を広く市民に理解していただくために、平成22年度より毎年認知症サポーター養成講座を開催しております。出前講座におきましても認知症に関する講座を受けておきまして、現在までに小・中学生を含めて410名のサポーター、こちらは包括支援センターの取り組みの中でのサポーターの養成数でございます。これに市内にある各介護保険施設でもこの認知症サポーターの養成講座を展開しております。こちらでは285名の方々が、合計695名の方々が認知症サポーター養成講座を受講しておみえになります。

また、認知症サポーターの養成講座修了者の方々につきまして、ステップアップ講座というものもまたございます。さらに理解を深めていただき、知識を生かして、ボランティアとして活躍を希望される方々につきまして、市内の認知症専門施設に紹介をしておるところでございますが、こちらのステップアップ講座には、十数名の方が受講しておみえになるというふうに聞いております。

また、平成25年度より地域密着型施設、認知症のグループホームですね。こちらとの連携を図り、認知症相談窓口としての機能を発揮していただくよう、相談・支援の推進を図っているところでございます。

また、先ほども少し言いましたが、岐阜地区担当の黒野病院認知症疾患医療センターとの連携会議におきまして、認知症の個別事例を検討し、ネットワーク形成を図っておるところでございます。

いずれにいたしましても、瑞穂市としての認知症施策の取り組みというものにつきましては、介護保険事業計画との整合性の考慮が必要でございます。もとす広域連合と連携しながら、さらに老人福祉計画の中でも、地域包括ケアシステムの構築について連携して考えてまいりたいというふうに考えておるところでございますが、いずれにいたしましても、地域包括ケアシステムづくりは地域づくりでございます。地域の力が問われることだと考えております。こういった取り組みにつきまして、行政だけでなく、地域住民の方々との連携を図るためにも、そういった取り組みについて理解をいただくためにも、行政が出かけ、理解を深めていただくよう取り組んでまいる所存でございます。以上でございます。

[13番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 若井千尋君。

○13番（若井千尋君） 当市もしっかり取り組んでいただいておりますというふうに思いますけど、これも先ほど言った他市町のいろいろ進んでおるところの話の参考にしておるわけございま

すけれども、埼玉県の川越市では、認知症の人と家族を地域で支える認知症支援対策の推進として、平成20年度より数々の取り組みを開始しているとのこと。当市でもそうですけれども、いろんなところを一度参考にされればというふうに思いますけれども、今の認知症の方の現状というか、認知症で行方不明者が出るということで少し新聞の記事がありましたので、確認をさせていただきます。

認知症の対策に関して、徘徊などによる行方不明者が増加傾向にあり、昨年1年間で警察に届け出のあった不明者が1万人を超えたとのこと。認知症はこれからもふえることが予想され、行方不明になった後、消息がつかめない事態も相次いでいます。政府として、総合的な対策をしっかりと立てなければならない。

2012年から13年に届け出あった認知症の行方不明者のうち、未発見者がことし4月末時点で258人に上っており、警察庁が市町村と情報交換などを通じて行方不明者の早期発見に努めるよう、全国の警察署に捜査の強化を指示したと報道しております。また、プライバシーの問題も配慮しながらも早期発見のために行方不明者の情報をインターネット上に公開することや、認知症患者の家族や施設に向けて日常的な心得などを盛り込んだマニュアル提供など、警察署任せではなく、政府が総合的に取り組むことが重要だというふうに新聞の記事では載っておりました。

今、高田部長からお話がありましたし、当市でも本当に防災無線なんかを聞いておると、たびたび行方不明者の情報が流れてまいります。私はこの3月の議会でも質問させていただきましたけど、認知症サポーターの養成講座というのも自分自身が受けたんですけれども、たった1度受けただけでオレンジバンドをいただいて、じゃあ何かできるかという、はっきり言って何もできないのかなと。

また後、AEDのことでもお話をさせていただきますけれども、けさも庁舎にお邪魔したときに、皆さんからAEDの講習って大事だよねと同じように、この認知症サポーター養成講座というのも、非常に知識を持っておることが大事だと思うんですけれども、今お話しした部分は、個人的な知識があっても1人では何ともならない場合があって、ここで話しする認知症の人と、その家族を地域が支えていくといったようなことも非常に大事ではないかなあ。そういう意味では介護マークとか、そういったものの活用、また貸し出し等の事業も大事になってくるのかなあというふうに思います。

そこで、瑞穂市の特性と自主性を生かしていく問題に対して、堀市長はどのように考えておられるかをお聞きします。

○議長（若園五朗君） 堀市長。

○市長（堀 孝正君） 若井議員のほうから地域包括ケアシステムの構築の取り組みについてということで、いろいろ御質問をいただいております。

私のほうからお答えさせていただきますが、実は介護保険法ができました。これが平成12年度から始まったところでございますが、旧本巢郡7カ町村としましては、これをどのように進めていくかということで話し合いまして、これは広域連合ですね。それぞれの市町の保険料が大きな格差の出ないように本巢郡として広域連合として進めていこうと。実はこの12年の介護保険に向けまして、11年度の下半期から準備に入りました。

ちょうど私、その当時巢南の町長をしておりました。ちょうどそのときに、介護保険なんてまず使わないだろうと、施設なんか、みんなうちで畳の上でということ使わないという予想をしておりました。そのときの保険料は二千七百幾らでございました。そのときの平成12年から始まりまして、12年度の介護給付費が20億円でございます。それが現在5期に入っておりますが、給付費がことしは60億円でございます、わずか十何年の間に3倍に膨れ上がっております。

これは国のほうが25%、そして県と市町村で12.5%ずつ、半分を公で持ちまして、そして現役と65歳以上といった形で保険料を持っておるわけでございますが、現在では、本巢郡の保険料も4,920円でございますか、12年に比べましたら、本当に倍近くになっておるところで、そんなことから、国のほうは御案内のように、医療費は毎年1兆円アップします。そんな中におきまして、さらにこういった負担がふえてくるということは、やはり介護の要支援の1、2、これをもう施設でなく地域のほうへということで事務を義務づけしてくる。これが来年度から本格的に出る。そういう中での地域包括ケアシステム構築が大事であるというところでございます。

それでは、そのことにつきまして、私のほうからお答えをさせていただきます。

地域包括システムと申しますのは、元気な人が地域で過ごすだけではなく、たとえ重度な要介護状態となっても、住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が個人の状態に応じて一体的に切れ目なく提供されるようなシステムのことと認識をいたしております。

瑞穂市におきましても、既に高齢化は急速に進んでおりまして、団塊の世代が75歳以上となる2025年には、3人に1人が65歳以上になると見込まれております。また、既に高齢者の4人に1人が認知症（軽度認知機能障害を含めて）であると推定されておりますし、高齢者のみの世帯の増加も確実に増加をしております。顕著でございます。

このような中におきまして、私たちは現在も将来的にも介護給付費等を初めとした社会保障費の増加と、それに伴う保険料の値上がり、医療や介護の担い手の問題や施設の不足など、困難な問題にさらされております。今申し上げました平成12年度のもとす広域連合の創立時から、平成25年度までの間に介護給付にかかる費用が、今申し上げました20億から約3倍の60億円と増大しておるというところでございます。

こういった状況を打開する一つの考え方といたしまして、これまでの介護をする人、これはサービスの事業所も含めまして、介護される人だけの関係性だけではなく、地域を初めとしましたさまざまなつながりから生まれます関係性等を見詰め直しまして、大事にし、皆で声をかけ合う、支え合うことが重要であるとの認識から、地域包括ケアは出発をしておるところでございます。

地域を大事にするということでは、高齢者や認知症の方は、例えば環境が急激に変わったり、周りとの関係が保てなくなったりすると、急激に状況が悪くなることがあります。そういった意味では、住みなれたところにおられることが、本人にとってもよいことでございますし、できるだけ自宅で介護を受けたいと考える人も多いようでございます。

また、年をとっても自分から生きがいや社会、家庭での役割を感じて過ごしておられる方、また体を動かしておられる方、気を張って生きておられる方にお元気な方がおるように見受けられます。逆に入院などをきっかけに動くことができなくなると体調が悪化することがあるわけでございます。

実は、私、いろんな老人クラブとか、いろんなところに出させていただきまして、高齢者は特に教育と教養が大事と申し上げておると、人に聞いたあれでございますが、なぜ、高齢者になって「教育と教養」か、「きょう行く」ところがあると、「きょう用事」があると。勝手に出ていくのは徘徊でございます。それはもう行政防災無線でお世話になる。ですから「きょう行くときょう用」が大事。きょう行くところがある、目的がある。そしてきょう用事がある。いつまでもこういう形でおっていただきたい。こういう話を申し上げておるところでございます。

もう1点、地域に最後まで過ごすことができるということは、介護をされる状態の方に対しまして、その人を中心にサービスが受けられるかということから、高齢者の家族だけでなく、お隣や地域を含めてどう支えることができるか、その体制、関係づくりが課題となります。

地域包括ケアシステムの構築に当たっては、御指摘のとおり地域の実情と特性に応じた、地域において自主的、また主体的に取り組むことが求められておりますが、具体的にはサークルやボランティアなども含めた地域のさまざまな資源を一層充実させ、医療や介護のサービスに加えて、それらが有機的に連携することで高齢者を支援することでございます。支援する側の元気な高齢者自身も、生きがいや社会、家庭での役割を持つことで介護予防を推進できると考えられます。

この問題を考えるに当たりましては、単に福祉という枠で捉えるのではなく、地域づくりをどうしていくかということ考える必要があります。担当する課のみが福祉の施策を行うとするものではなく、高齢者を含めた市民とつながりのある課及び地域住民、各高齢者がどうすれば連携、協力し、主体的に取り組んでいけるかが必要でございます。地域の自主性ということ

は特に重要と考えます。

地域には、その地域に応じた状況がございます。それに応じたニーズや資源がありますので、それを一番尊重したやり方がモチベーションや効果も上げやすいし、いろいろな地域ならではのアイデアにも期待が持てるのではないかと考えておるところでございます。他人が言ったことを納得せずにやらされている感覚では、発展性は見込まれません。また、興味、エネルギーを向けられる対象をつくっていくことが、発展につながると考えております。

以上のようなことから、地域包括ケアシステムの中で、医療、介護、予防、住まい、生活支援の各サービスが地域住民とつながるとともに、各サービスを担う関係者においても、交流をしたり、つながりやすさを求めまして、高齢者を支えていくことを考えることが重要だと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます、私の答弁とさせていただきます。

[13番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 若井千尋君。

○13番（若井千尋君） 今、市長からる、この地域包括ケアシステムに対して思いをお話いただきました。

最後に、福祉の充実が、福祉だけではなく地域づくりもしていくのだという市長の思いを聞かせていただきましたので、私は福祉のまち瑞穂という形ですうっとお答えさせていただくつもりでおりますので、この問題もしっかり取り組んでいただきたいというふうに思います。

次の質問に移ります。

AEDの活用についてということで、実はこのAEDのことをもう一度お聞きしたいと思ったのは、2011年10月14日の産経新聞からですけれども、この事故がさいたま市北区の市立小学校で9月、6年生の女儿11歳が長距離走の練習中に倒れ死亡したという事故で、学校側が校内に設置されている自動体外式除細動器、要するにAEDですけど、それが使用されなかったという記事がありまして、ちょっと時間的なことで同じようなことを先にしゃべらせていただきますけれども、御存じのようにAEDというのは、心肺に発作が起こった人に対して電気ショックを与えるものでございますけれども、この医療機器のAEDは、一般の人でも使えるようになって10年ぐらいたったそうでございます。ちょっと古い資料で、平成23年12月現在、我が国のAEDの設置台数は38万台を超え、そのうち医療機関とか消防機関に設置されているのを除いた場合、30万台がおよそ一般市民が使えるような状態であるそうでございます。

しかし、目の前で誰かが倒れても、その倒れて心臓がとまった人にAEDを実際に使われたケースというのが、これが本当にこんな数字なのかどうかかわからないですけど、もっと少ないような気がしますけど、わずか3.7%であったということです。

これはAEDが何のための機械かは知っていても、使うときにためらったり、使用がわからなかったりすることが多いのではないかなということで、迷ったときこそAEDを使うべきだ

ということで、御存じのようにAEDというのは治療器具でもあるんですけども、使っているかどうかということをお知らせしてくれる診察器具でもあるわけでございます。

これは釈迦に説法でございますけれども、このことを確認させていただいた上で、今は学校教育の一環でAEDの講習を取り入れておられると思いますけど、今の段階で教育長のほうから、講習の成果とか評価をどのように見ておられるか。

もう1点、次の質問も続けてお聞きしますが、生徒の教育だけでなく、先ほどの学校での事故のように、教職員、また学校に携わる方の使用ができる状態なのかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（若園五朗君） 横山教育長。

○教育長（横山博信君） AEDについての質問にお答えをいたします。

今、議員がおっしゃっていただきましたように、AEDの有効性は理解できていても、実際に使われたケースは、全国的にはわずか3%程度というふうにとどまっておると認識しております。

市内の各学校におけるAEDの研修会の実施についてでございますが、昨年度はAEDの使用についての校内研修を全小・中学校で実施いたしました。教職員対象の研修は10校全ての学校において実施しております。

小学校においては、夏休みのプール実施を前に保護者にも研修の参加を呼びかけ、AEDの適切な使用を学ぶとともに、救急救命についての理解を深める場としました。さらに、昨年度、中学校3校には心肺蘇生キットを各40台導入いたしまして、体育の授業で活用することで、AEDだけでなく胸骨圧迫なども含む心肺蘇生の全般について、実習を通して学ぶ機会を持っております。部活動などで日常的に運動する生徒たちにとって、この研修は切迫感を持って学ぶことができました。また、昨年度同様、今年度も全中学校で保健体育科の2年生の授業で実習を予定しております。

また、教育だけでなく、実際に使用を必要とする場合、使用できるのかということでございますが、昨今、命にかかわる非常時は心肺停止でなく、食物アレルギーにかかわるアナフィラキシーショックといったことも想定されます。瑞穂市では、こういったことについてのエピペンの使用についても、全ての学校で職員研修を実施し、養護教諭だけでなく多くの職員が食物アレルギーについての理解を深めるとともに、エピペンの使用の実習を行っております。

こういったエピペン、またAEDの使用も一瞬のちゅうちょがとうとい命を失うという結果につながりかねません。目の前にそういった事態が起こったときに、迅速かつ的確に救命活動ができるよう、これからも研修を積み重ねていくとともに、教職員だけでなく、保護者、児童・生徒にも広げていく機会を確実に実施していくように努めてまいります。

ちなみに昨年度、児童・生徒に研修を計画したところは、実績として4校でございます。以上

です。

[13番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 若井千尋君。

○13番（若井千尋君） 今、状況が伺えて非常によかったなというふうに思います。

私は平成24年の9月議会の一般質問で、命の尊厳と大切さをAEDキットの活用した学習で学べればという思いで提案をさせていただきました。横山教育長におかれましては、すぐに取り入れていただきまして、瑞穂市の教育の一環として活用させていただいておるわけですが、今、教育長のお話があったとおりで、大事なことは、その場面に出くわしたときに対応能力があるかどうか、このことが一番問われるのではないかなというふうに思います。

そこで教育関係だけではなく、同じ24年9月にもお聞きしましたが、AEDの当市の設置状況、講習会数、受講者は、それぞれ当時は37台、68回、1,987人というふうに総務部長からお聞きしております。現状は今どのように変わっておるかをお聞きします。

○議長（若園五朗君） 早瀬総務部長。

○総務部長（早瀬俊一君） おはようございます。

設置箇所につきましては、前回の答弁と同じく37カ所39台でございます。主な公共施設には全て設置をしております。設置箇所につきましては、ホームページや暮らしの便利帳でいまだ一度、また確認をしていただきたいと思います。

また、自治会などの自主防災組織では、セザール穂積さんとか、本田団地の公民館等にも市の補助金を利用して設置されていると聞いております。

また、瑞穂消防署における救命講習でございますけれども、平成25年ですね。さっき年度と言われたんですけれども、ちょっと私も年度で言ったかどうかわかりませんが、消防とか警察は年でございますので、1月から12月という統計になりますけれども、平成25年では73回で1,654人が受講しておられます。平成26年、ことしはこの5月末で35回で1,166人という方が受講をされております。

そして、瑞穂市内でも、今96の主な事業所で瑞穂市の防火協会というのをつくっておるんですが、この防火協会では、毎年一つの事業として救命講習を取り入れて行われておるということで、ことしも6月11日には55名の方ですので、主な大企業の方も常にこうした講習を受けるというふうに、いろんな各種団体の一つの事業として今進めておりますので、よろしくお願ひします。

[13番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 若井千尋君。

○13番（若井千尋君） 今、早瀬総務部長からお話のありました企業さんも講習なんかをやっておられるということで、非常に市民の皆さんも関心が高くて、私も全く個人的な部分で知っ

ておるだけでも、この25日には市民団体の方がAEDの講習会をやられるとか、または地元の重里自治会さんも7月12日、ふれあい会議でAEDの操作を講習でやられるというような御案内も入っておりました。

そこで、ちょっとはしょって1点お聞きしたいのは、これは先ほどお話ししましたように、AEDというのは音声で使用を確認するわけでございますけれども、私もちょっと知り合いの方から、市が購入する場合に、質問では機械のチェックなんかをなされておるのかという質問があったんですけど、ここでは購入する基準等が何かあるのかと。要するに、今お話ししました音声案内で進めるんですけど、場所によっては日本語バージョンだけでいいのかとか、いろいろ機種があるというふうに伺ったんですけども、1点、簡単に購入の段階で機種なんかの基準があるのかどうか、確認のためにお聞きしておきます。

○議長（若園五朗君） 早瀬総務部長。

○総務部長（早瀬俊一君） 場所によって購入の状況はということでございますが、ちょっとそれはもう一度確認をしておきますけれども、私どもが設置しているものにつきましては、一応2種類ございまして、日本語の音声ガイダンスということになっております。それから、毎日自分でチェックができるセルフテストが行えるような状況の機械になっておりますので、万が一の場合には、チェックがほとんどできておるということで、異常があった場合には、何らかでわかるというふうになっておると考えています。以上です。

[13番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 若井千尋君。

○13番（若井千尋君） このことも機械のことでございますので、しっかりまた後で確認をしていかなければいけないというふうに思いますし、このAEDの講習についてという形で質問させていただいておるわけでございます。当然講習のための講習ではなくて、るるお話ししましたように、また確認させていただいたように有事の際に使える方が何人おられるか、それによってとうとい命が救われるかどうかということでございます。

いろいろ情報等は調べてきたんですけども、いずれにしても、今、結論的にはそういうことが大事になってくると思いますので、使用に関しては私たちも含んで、使わなければならないときに、そこにAEDがあった場合は、ちゅうちょなく使用できるように力をつけていきたいというふうに思います。

最後の質問に移ります。

最後の項目になりますけれども、予算の見える化ということで、見える化の「化」は、合っておるかかわからないですけども、こういうふうにしていったらどうやという意味の「化」でございますけれども、私が思いますに、当然予算というのは、市民、住民ニーズにどのように反映されているのか。また、反映されていくのか、この点はとても重要であるという

ふうに思うわけでございます。

そのために市民の声として、昨年12月にまちづくりに関する市民アンケートというのが実施されて、今月にその結果をまとめていただいた報告書が私どもの手元に来ました。全部読み切ったわけではございませんけれども、いろいろ見させていただくと、いろんな点で当市が抱える問題が浮き彫りになってきたように思うわけでございます。

それで、最初の質問は、25年の12月に実施されたアンケートでございますけれども、それ以前に同じようなアンケートとがされておられれば、そのときと今回のアンケートの結果はどのような違いがあったかをお聞きしたいと思えます。

○議長（若園五朗君） 森企画部長。

○企画部長（森 和之君） 若井議員の予算の見える化、まちづくりに関する御質問にお答えをいたします。

まちづくりに関するアンケートについてですが、このアンケートは、まちづくり基本条例が施行されてから2年目となる昨年の12月に協働のまちづくりがどの程度市民に浸透、定着しているかなどを探るために男女共同参画のアンケートと合同で実施しました。結果につきましては、先ほど議員御所見のとおりです、お手元に配付したとおりでございますが、市のホームページでも公開をしております。

前回、第1次総合計画策定に当たり実施したアンケートでは、平成16年度のまちづくりアンケートがあります。趣旨が少し変わっておりまして比較の対象はできませんが、回収率、件数とも低調であったことから、市民の関心は低いものになってしまい、申しわけなく思っております。

前回と比較して特徴的なことということですが、そもそも前回と比較にならないアンケートということでございますので、分析が難しいところでございますが、市の将来像に希望が高いものという点では、前回同様、安全で安心して暮らせるまち、災害に強いまち、医療や福祉が充実したまちとなっております。

もっとも前回の医療の中には総合病院の建設というものも含んでおりました。今回、さらにこのアンケートの特徴は、20代、30代において子育てに関する施策や政策の要望が高くなっています。また、市政への参画方法については、前はアンケートとか調査に回答していくよというようなことでしたが、今回はパブリックコメントや公聴会、ワークショップなどという新しい参画方法に推移をしております。

以上でアンケートの結果の答弁とさせていただきます。

〔13番議員挙手〕

○議長（若園五朗君） 若井千尋君。

○13番（若井千尋君） 2点目の質問、結果を踏まえて、今後まちづくりにどのように考えて

おられるかということも、ちょっと抽象的な質問ではございましたけれども、お聞きしたいと思います。

○議長（若園五朗君） 森企画部長。

○企画部長（森 和之君） 今後のまちづくりにどのように生かしていくかということですが、本アンケートの結果からわかるように、「まちづくり基本条例を知っているか」という市民への問いについては8.2%ということで、全体の1割にも満たない状況というのを重く受けとめております。市民への浸透度としては、我々が考える想像以上に低いものということであり、今後とも普及させていくということが課題になったというふうに考えております。そのためにも、これからのまちづくりには、共有、参画、協働という観点で広報、ホームページ等でさらに積極的にPRをしていきます。

このところの市町村におけるまちづくりの政策については、各市町ともさまざまな政策をとり、限られた財源をどのように活用するかということで競っているところがあります。ある本には、これから人口がふえなくなると市町村間の人の獲得競争になっていくというような警告するような記載もありました。また、5月の行政報告会、あるいは議会報告会でもまちづくりがおこなわれているのではないかと、まちづくりを総合的に行うような部署が必要で、市民に明らかにしていくべきであるというような御意見もいただいておりますので、参考にさせていただいて考えていきたいと思っております。このまちづくりのアンケートは、市役所内でも各所属で今後の事業計画に活用していきます。もちろん総合計画にも参考していきたいと思っております。

これからのまちづくりをかなえるには、財源の確保が必要になります。自主財源の確保の観点からも、金額の多い少ないにかかわらず、庁舎内全体でそれぞれの部署で体制を整えて、それぞれまちづくりの目的が、最終的に市民のサービスの向上につながるように考えております。

以上でまちづくりの答弁とさせていただきます。

〔13番議員挙手〕

○議長（若園五朗君） 若井千尋君。

○13番（若井千尋君） 当市は、常々市民共同参画のまちづくりというふうにならっております。さらに毎回確認することですが、参画とは、計画の段階から携わることを行うわけでございますけど、今回のアンケートの結果を見て、また先日、議会主催の議会報告並びに意見交換会での市民の皆さんの意見を伺いながら強く感じたことは、市の予算というのが、どの分野でどの事業にどれぐらいのお金がかかっているのかというのが、ほとんど理解されておられないのではないかなというふうに、私だけかもしれませんが、思うわけでございます。

そこで、今回のこの質問の趣旨でございますけれども、予算の見える化については、お隣の本巢市さんの議会の取り組みなどを大いに参考にさせていただいたわけでございますけれども、我々議会は言うまでもなく選挙で選ばれた市民の代表であり、当然のことながら予算や決算な

ど、議会で決裁した内容は、執行部と同様の責任を負わなければならないものであります。したがって、予算の中身等については、我々議員も十分に熟知する必要があると思います。しかし、その現状というのは、その内容ですけど、認識度や知識については、執行部と議会は余りにも違いがあるように思えてなりません。その大きな原因の1つは、議会に対して十分な資料が提出されていないことだと私は思います。

堀市長は、今議会の冒頭、所信表明で「新年度の主要事業、課題等につきましては、先日、行政報告でも報告させていただきましたが、私のマニフェスト、人と自然に優しい災害に強いまちづくりに沿った公共下水道事業、学校等施設整備事業、都市公園整備事業、道路橋梁の新設改良事業のほか、国の政策に沿って実施しなければならない社会保障と税番号制導入、臨時福祉給付金、公共施設総合管理計画等、さらには地域少子化政策、待機児童の解消等の新たな行政ニーズの対応等、実に多種多様なものが山積しております。これらを限られた財源の中で効果的・効率的に進めるためには、切れ目なく全庁的、横断的に取り組むことはもちろんのこと、まちづくりの観点から、議会、市民の皆様にも積極的に参加をしていただきたいとお願いする次第です」とお話しされ、また中略しますけれども、「どうか議員の皆様におかれましては、市政全般を俯瞰した上で、将来の瑞穂市を見据えた建設的な見地から御意見、御提案をいただきますよう、切にお願いを申し上げる次第でございます」とお話をされております。

中略をしたのは大月の話があります。きのう西岡議員からもお話がありましたけれども、この問題だけではなくて、予算に関しては市民、また議会もしっかりその内容を熟知する必要があるというふうに思うわけでございますけれども、我々議員も議会のたびに議案に対して会派別の勉強会をやって説明を受け、さらに総括質疑で質問をし、議案の中には委員会付託での質疑、さらには一般質問なんかで取り上げられる、そういったことを思うと、私だけかもしれませんが、何度聞いてもわかりづらいところが出てくるような気がしてならないわけでございます。

特に予算というものでございますけど、私も勉強不足でいかんですけれども、市民の方に目が届くのは広報で、こういった形で予算が配付される、ほかに何かがあればまた教えていただきたいと思うんですけど、今の本巢市に関しては、森企画部長に参考資料としてお渡しをしましたけれども、要するに提案された議案に対して、しっかりとした議論が交わせるというところまで持っていくのであれば、もっと明確なる資料を出していただきたいことを要望するわけでございますけれども、そういった意味で予算の見える化というふうに名づけさせていただきましたけれども、もっと提案理由に対して数字的なこと、要するに市長の提案理由であるとか、またお金の配分がどうであるとか、いろんな議案の背景だとか、そういったことも含めて出される資料が明確になることが可能かどうかなのか、お聞きします。

○議長（若園五朗君） 森企画部長。

○企画部長（森 和之君） 市民協働、市民参画のまちづくりのためにわかりやすい予算説明と
いうところですが、このところのまちづくりには、多くの自治体が市民にわかりやすく説明す
るよう努力していることになっていきます。その1つとして、各務原市や北方町にあるように、
わかりやすい予算の説明書というものを発行している団体もあります。

私も若井議員さんのほうから北方町の資料を、あるいは本巣市の予算の資料を見せていた
きました。実は本巣市、各務原市の予算説明資料というのは、堀市長より他市ではこんないい
資料をつくっているということ、もう事前に実は見せてもらって指示を受けているところ
でございますので、瑞穂市の状況にあっても、今後、次年度に向けて取り組みたいというふう
に考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

[13番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 若井千尋君。

○13番（若井千尋君） 最後に、時間がありませんけれども、私、このアンケートを見させて
いただいて、結果ですね。今後、市民の方が重点的に取り組むこととしてということで、「医
療・健康推進」に17.6%、それと「福祉・子育て」が21.9%、この2つを合わせると38.5%、
約4割の方が福祉の充実ということを期待されておりますけれども、最後に市長のほうから、
この瑞穂市、先ほどお話ししました福祉ということに関して、このまちづくりのアンケートも
踏まえながらどのように考えておられるのか、お聞きします。

○議長（若園五朗君） 堀市長。

○市長（堀 孝正君） 若井議員におかれまして、毎回毎回いろんな御提言やら、いろいろ建設
的な御質問をいただいております、敬意を表する次第でございます。

それでは、議員御質問の瑞穂市のイメージについての評価をどのように考えるか。まちの将
来像についての質問にお答えをさせていただきます。

まちづくりに関するアンケートにありますように、1番は、安全で安心して暮らせるまち、
次に、医療や福祉が充実したまちで全体の64%となっておりますが、私のセカンドステージの
マニフェストの政策にもしっかり合致したアンケート結果になっておると思います。

私のマニフェストの基本コンセプトは、人と自然に優しい災害に強いまちづくりとして、そ
の取り組み状況は、議会議員の皆さんには毎議会ごとに配付をしておるところでございます。
こういった形で議会に定例会前に進捗状況を出しておるところは、まずないと思います。こう
いったことにおきまして、5つの具体的項目の内容はほとんどが達成をしておりますが、中
でも公共下水道構想につきましてはおくれしております。今年度中にめどをつけたいと考えてお
ります。

いずれにしても、これまでの10年間は、はっきり申し上げまして合併しまして、それぞ

れのまちのおくれている部分、こういったものの補完をする、そしていろんなことを統合したりして、そういったあれがこの10年間ではなかったと。まだまだ他市に比べましたら、おくれている分野がたくさんあります。過去の行政の整理を、今の職員が過去のものを取り出して、そして整理をしながら新しいことに取り組んでいかならん。こんなこともやっておるのが瑞穂市の実態でございます。その事務だけでも相当な時間を取られております。そういう中で、はっきり申しますと、本来でございますとまちの基盤なんかもできておまして、そしてやはり議員の皆さんと執行部、不足の一つもないよう、将来を見据えたまちづくりが進められておらなくてはいけないわけでございますが、残念ながらそうではありません。

そんな中におきまして、私はこれからの瑞穂市の将来像でございますが、安全で安心で暮らせるまちという生活基盤を軸にしました教育環境の充実、子育ての充実を含めた総合的な少子化対策、生活困窮者対策を含めました高齢者対策など、福祉の充実したまちを目指すことが、これからの瑞穂市の将来像につながるものと考えております。

今年度から着手しております次期総合計画の基本目標となるべき瑞穂市の将来像には、市民の皆さんの意見や提案、ニーズをしっかりと受けとめながら、それらを総合的に反映できる行政を目指していきたいと思っております。

いずれにしまして、こういったニーズを達成しようと思いますと、何でも財源でございます。この財源の確保をどのようにするか、これを今度の総合計画の中にしっかりと盛り込んでまいりたい。このことを申し上げまして、瑞穂市の将来像についての答弁とさせていただきます。

[13番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 若井千尋君。

○13番（若井千尋君） 以上で、26年6月の定例議会の公明党若井の一般質問を終わります。

○議長（若園五朗君） 13番 若井千尋君の質問を終わります。

2番 くまがいさちこ君の発言を許します。

くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） 議席番号2番、改革のくまがいさちこです。

傍聴人の皆様、おこしいただきありがとうございます。

私は本日、通告どおり、瑞穂市の福祉政策の考え方と手法について、大きな枠で質問させていただきます。

具体的には、公園整備事業と通告には書きましたが、公園等に「など」という字を入れてください。弘岡部長と詰めましたときに、ちょっと間違えというか、不足を指摘されました。ありがとうございます。

公園等の整備事業について、それから2つ目、待機児童解消に向けて、3つ目、地域包括システムの構築に向けて、3番などは、今終えられた若井議員と重ならないようにしたいと思い

ます。最後に、堀市長の福祉政策に対する御認識と手法についてお聞きしたいと思います。

初めに、公園等の整備事業についてでございます。

まちづくり基本条例施行から3年たちまして、先ほども出ました市民アンケートがとられました。この結果、相変わらず「公園が少ない」の声が多数寄せられております。

平成21年2月に私たちに渡されました瑞穂市公園緑地等基本計画の中で、これは平成17年から20年間、平成37年までの計画で、来年度の27年が中間目標となっております。この中にもアンケートの結果、「公園等が欲しい」と、これが40%あります。来年も中間目標ですが、相変わらず「公園が少ない」の声が多数寄せられております。人口、子育て世代が増加している瑞穂市として、また堀市長のマニフェスト、公約からも大変問題だと思っております。

そこで、まず1つ目にお聞きします。

堀市長2期8年、今年度までですが、これで公園用地を何カ所購入し、買収した総面積、3つ目、用地費の合計、4つ目、整備費の合計、全ての総合計費ですね。これがどれだけか、簡潔に御答弁、よろしく願いいたします。

以下、質問席に移らせていただきます。

○議長（若園五朗君） 弘岡都市整備部長。

○都市整備部長（弘岡 敏君） くまがい議員の御質問にお答え申し上げます。

購入した公園用地は9カ所、取得面積は2万4,902平方メートル、用地費は5億8,800万円、これまでの整備費は1億6,500万円になり、平成26年度の予算に計上してある工事費1億5,000万円、用地費1億500万円を加算すると、総額10億1,000万円となり、取得用地は下穂積用地、これ、台帳上で今丈量のほうへ入ろうとしている段階ですので、面積3,783平米を加え2万8,685平米となります。

○議長（若園五朗君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） 教育委員会関係ですけれども、生津スポーツ広場の関係で、整備工事費、それから設計管理費を合わせまして2億8,665万円、それから大月グラウンドの関係、2万38平米のうち約1万3,500平米ですが、用地購入代と取得費として1億6,245万6,000円、それから設計費で622万7,000円となっております。

[2番議員挙手]

○議長（若園五朗君） くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） ただいまの御答弁を分析しますと、都市整備部の分と教育委員会所管分を合わせ、この2期8年で今年度まで入れまして14億7,000万円ほどになります。これは瑞穂市の一般会計150億の約1割に当たるお金です。また、面積としましては4万5,000平方メートルプラスアルファ、下穂積の分とかもあると思うんですが、4万5,000平方メートルというのは、これは大月の土地以上の土地です。

つまり、この10年間に買った土地を合わせますと、生津スポーツ広場が4万平方メートルでするので、もう1つ生津広場がふえたぐらいになるんですね。にもかかわらず、いまだにこの間のまちづくりアンケートでも、公園がないという声がございます。これをちょっと読み上げます。

早口で読み上げますが、安全で過ごせるまちづくりをしていただきたい公園、穂積地区の道路及び公園、老若男女が一日中でも過ごせるほどの規模の公園が欲しい、他の市民が遊びに来られるような大き目の遊具が充実した公園が欲しい、中から大規模な公園、自然と触れ合う公園が近くにない、広い公園が欲しい、子供から大人までが楽しめる公共施設、これは公園も入るわけですが、広い公園がない、それから公園がなさ過ぎる。小さなお子さんたちが安心・安全で遊べる公園をもっとたくさんつくってほしい、これは子育て世代じゃなくて、50代の女性が見ているというふうに言っているわけですね。

瑞穂市は公園が少ない。小さな子が集まれるような遊具のある公園の充実を希望する。周りを見ると公園がないからとわざわざ車で遊具のある公園に行かれる方が多い、同じ市の中で家族と一緒に過ごせるような環境を整えてほしいと。

それから他県から移住してきた身としては、余りにも市としての魅力が薄い、大きな公園もなく、子供を連れて気軽に出かけられる場所がないので、仕方なく他市へ車を走らす。うちの御近所には子供が今すごく多いんですが、その方たちもおっしゃっています。

市内には幼児・児童が安全で安心して遊ぶことができる児童公園、芝生広場がないため、成長期の幼児童が親子で触れ合い、食事ができるような公園を建設してほしいと。ざっと10人分ぐらい読みましたが、公園と公園道路とかの公共施設が欲しいかというところの自由記入意見に45人中11人がこういうことを書いています。

これは、お金と広さは十分かけたのに、いまだにどうしてこういう声が多いのか、と考えられるのが、この御認識があるか、また理由、2つですね。御認識と理由をお答えいただきたい。簡潔にお願いします。

○議長（若園五朗君） 弘岡都市整備部長。

○都市整備部長（弘岡 敏君） 市長の任期が来年の5月末までであるわけなんですけど、その間で10カ所の公園の工事の整備をしておるわけなんですけど、現在完成しているのが4カ所で、他の6カ所は外構工事が終わったりとか、用地が終わって埋め立てをしておる段階とかであり、そのため市民の皆さんの目に見える形にはまだなっていない現状で、実感として少ないと感じておられると推測いたします。

この6カ所が整備完了すると地域のバランスですね。街区公園にいたしましては、瑞穂市の北のほうに集中して区画整理等をやっておったということから、平成28年度末における市民1人当たりの公園面積、行政区域全域なんですけど、約7平方メートルとなります。

それで、先ほど議員が言われた瑞穂市の公園・緑地等基本計画の中では、つくった時点では1人当たり4.84平米の面積となっております、そしてその中での中間年、平成27年度における整備目標は6.3平米となっておりますので、28年度になります、7平米ということで中間目標は到達できたと思っております。以上です。

[2番議員挙手]

○議長（若園五朗君） くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） ですから、数字的には確かに達成してしまして、統計上なんかはクリアできる目安があるわけですね。なのに、今から整備をしていただけるということですが、自治会や校区で御希望を十分聞いていただきたいと思います。地域によってどういうふうに整備してほしいかが違うかと思しますので、先ほどの地域包括支援システムともつながりますね。子供や老人たちが遊べるということにもつながりますので、今はお年寄りのスポーツ遊具というのがあるんですね、子供もお年寄りも体力がつくれる遊具というのもありますから、例えばそういうのを入るとか、ぜひ公園のある自治会、校区と一緒に話し合っただけで相談しながらこれから整備をしていただきたいと思っております。今の時点でこれだけ土地を買い……。

議長、私語に注意してください。ずうっと話している議員がいますから。

○議長（若園五朗君） 議員各位に申します。

私語だけお願いします。

くまがい議員、続けてください。

○2番（くまがいさちこ君） それで、これまでの時点で、私、きょう福祉のことをやるわけですが、本当に市民、お年寄りや子育て中の方が欲しいと思っている、必要としている、ただ数があればいいじゃなくて、そういうことの認識が薄いんじゃないかと思っております。数字をクリアすればよしと考えているのかなと思っております。

土地を買うことがまず目的だったのかしらと。10年市政を見させていただきましたが、少なくとも3カ所については、私は裏であそこはこういう事情で買ったんだよと、こういう経緯で買ったんだよというささやきを耳にしております。ここでは言いません。

下穂積公園の3反の土地について、3月議会の予算のときに総括質疑したときに、市長は、私は御指名申し上げなかったんですが、そこに立たれて「もう、これで土地を買うのは最後にします」というふうにそこで言われましたが、いきなりこれで最後にしますというのもおかしい話だなとあのとき思いましたし、ほかの議員でもそうやっておっしゃった方が見えました。計画的にちゃんとやっているはずですので。

それから大月も、地元の人から、ブログコメントや投書で地主が市に買ってほしいと議員に口ききしたことから始まった話やと、そういうのが来たこともここで申し上げましたら、そんな投書なんか問題じゃないと市長がおっしゃいましたが、やっぱり土地を買うことにエネルギー

ーを集中しているんじゃないかと思います。

そういうふうな感触を払拭するためにも、ぜひ地域と相談をして本当にいい公園ができた、遠くまで車を走らせなくてもいいという人がふえますように、お年寄りも地域で公園を使えるようにしていただきたいと思います。

うちの近所に小さい子供たちを持っているお母さんがいっぱいいるんですが、その方たちが言うには、瑞穂市で子供を遊びに連れて行って遊べるのは、馬場の生津小学校の東側の馬場公園ですか、あそこだけだと言っておりましたね。確かにあそこはとってもうまくできている。ああいう遊具もやっぱり必要なんですね。でも、お年寄りも使える遊具というのが今開発されているとテレビでやっていましたので、ぜひ整備をお願いしたいと思います。

もう1つ、公園についてお聞きしましたが、これは執行部に伝えてありますが、牛牧南部コミセンの東、アジサイがいっぱい植わってとってもきれいなんです、あそこ、それから三甲跡地の大倉ですね。あの真ん中にある小さい公園は、地元からあれは何だと、全然使えないと、整備したいと要望を出しても対応してもらえないというのを、ことしの2月、3月にお伝えしてあると思いますが、あれはどうなりましたでしょうか。

○議長（若園五朗君） 堀市長。

○市長（堀 孝正君） くまがい議員から公園が少ないと、こういったアンケートでも、一番多いところから御質問をいただいております。はっきり申し上げまして、今、公園整備しておりますが、これ完成しましても公園は絶対に少ないわけでございます。

はっきり申し上げておきますが、市街化区域、農振地域と線引きされました46年4月1日に全国が地域を線引きされたわけでございますが、市街化区域は、本来は区画整理事業でまちづくりをなささいよと、こういう地域なんです。それでやりますと、総面積の3%は公園をとりなさいと、こういう法令で決まっておる。そうしますと、どこに住んでおろうが250メートル以内に小さい公園か中の公園か大きい公園が配置されるわけでございます。それが区画整理がなされておりません。ですから、これは絶対に公園はつくれない。これは無理でございます。

ところが、生津は区画整理事業で整備されましたので、大きな公園、中の公園、小公園、本当に250メートル以内に配置してございます。一番いい例がお隣の北方町、これは全てが区画整理事業でまちづくりがされておりますから、至るところに公園がございまして。ですから公園都市というふうで売り出しをされております。本来は、都市計画で市街区域に線引きされた区画整備で本来は整備をされないと、それができなかったためにこういう状況なんです。

土地を買って、そして公園をつくるようなことはだめなんです。本当は区画整理でやるべきなんです。それがなされておらんから、せめて校区に1つぐらいということやっておるわけでございまして、それが何とか整備されようとしておる。ですから、もう絶対に公園はつくれない、そのことだけはっきりと申し上げておきます。これは区画整理でやらなかったら、買っ

て整備などとても予算的に追いつきません。そのことだけはっきり申し上げて御答弁とします。

[2 番議員挙手]

○議長（若園五朗君） くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） 区画整理の足りなさは、例えば今百条で問題になっている行きどまり道路ですね。あれについても市民からレクチャーを受けました。もう区画整理をやっていないことが根本的な問題だと。

瑞穂市は歴代の市長が、私が最初に議員になったときに松野幸信市長でしたが、そのとき同じことをおっしゃいましたね、今と。生津は区画整理をやったからこういうふうになっている。でも、そんなことを市民に言ってもらっても、市民としては、じゃあどうすればいいのという話ですから、やっぱり根本的なこともトップになったら手がけ、なお、数字的には一応クリアするわけですから、収入が貧しいうちでも食べ物なんかをうまく料理しておいしいものをつくるのと一緒に。一応数字的にはクリアするところまで行ったわけですから、それを私はずうまくお料理をして、市民に喜ばれるように生かしてほしいと、きょうはそういう観点で申し上げました。

それから、2つ目に待機児童解消に向けてお尋ねいたします。

瑞穂市は不祥事と申しますか、政策的にあんまり芳しくないことが、新聞に大月関係、百条関係に続いて待機児童が17人、県下では瑞穂市だけということも3つ目として新聞に出ました。

この6月補正で約2,200万円計上されて、別府と本田、30人まで未満児の待機児童の受け入れが可能となると、今議会で説明を受けて視察も行かせていただきました。待機児童解消に向けて、第1の質問でございますが、この27人という結果が出るまで対応しなかったのが大変不思議でございます。2,200万円計上したら30人まで受け入れられるということはすごくお金がかかる話ではなかったと。そして瑞穂市の年間600人、それから予想よりもかなり多いと思うんですが、推計よりも。人口がふえている、若い人たちがふえている、子育て世代がふえている中で対応してこなかった、この理由をお聞きしたいと思います。

○議長（若園五朗君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） 待機児童につきましては、平成26年4月1日に27人、それから25年のときには8人、その前年にはゼロということで推移しています。

昨年の8人出た時点で、そういう対応はできなかったかということだと思いますが、過去にも待機児童が出ていた時期がありまして、そういうものについては、民間の保育所が参入したことによって一応解消されました。昨年も解消できないかということでもいろいろ担当のほうで努力はしてまいりましたが、実際に待機児童として子供たちを本当に保育所に入れなければならないか、それから仕事を復帰するということが本当に必要になると、その辺のところの調査と、それからあっせんといいますか、この保育所に行ってくださいというようなことをしてき

たわけですけれども、瑞穂市の場合には、ほかの市町と違って民間の保育所が少ない、それから無認可の施設も少ないというところで、ここがあいていますというところの数が少ないというのがもともと問題があって、無認可の保育所も過去にはあって、そういうところをお願いできたんですけれども、最近減ってきたというところで、昨年8人だったが、ことし27人になってしまったというのが経緯でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（若園五朗君） くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） このような事態に陥った理由を今幾つか上げていただきましたが、細かい理由ですね。その前に、根本的に瑞穂市の3歳未満児の人口推計と未満児保育の需要の予測は立ててあるのでしょうか。これは小・中学校の児童数については事細かに予想を教育委員会は立てていらして、私たちも修正したのを何度もいただいていますよね。校舎の関係ですけれども。ということは、未満児保育の需要も当然立ててあるのでしょうか。そういうので対応していかないと無理だと思うんですが。

自然増と社会増がありますね。産まれた自然増と、それから社会増というのは、転出入と、あと社会的状況がありますよね。今、とにかく政府が女の人、働いてくださいみたいに言っていますから、そういうことで働こうかなあと思う人も、それから経済状態が若い人は非常に今不安定になっていますので、そういうことから社会増がふえていると思うんですが、この予測、計画は立ててあるのでしょうか。

○議長（若園五朗君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） この計画については、明確な計画は立てておりません。要は担当者がその数については把握しておりまして、待機児童をどうやって解消していくかということについては、日々努力をしております。

〔2番議員挙手〕

○議長（若園五朗君） くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） ということで、そういうやり方をしていると、当然後追いになるなと思うんです。

国立社会保障・人口問題研究所、平成25年3月の最新の推計によりますと、瑞穂市の0歳から4歳までのピークは2020年、平成32年ごろになっております。それで、これよりもちょっと間延びするんじゃないかなと思いますが、ぜひこの人口推計と保育所の計画を立てていただきたい、そして示していただきたいと思います。

それで、このような事態になるのを受けて、きのうも保育所の民営化ということの要望がお2人の議員から出たと思います。それで、民営化につきまして、過去の議事録を読みますと、何回か議員が保育所の未満児受け入れのための施設の増改修と、あと民営化について若園議員、

それから西岡議員、若井議員の3人が議事録に残っておりますが、まず改修について、若園議員が質問をしたときには、穂積保育所、あるいは牛牧第一、あるいは本田第一、昭和46年代の建物、長期的な計画、入園状況を見ながら施設整備についてどのように考えてみえるかと。そうしたら市長が、「御指摘いただいたこと重々承知しております。よろしくお願いを申し上げます」と書いてありますが、よろしくお願いを申し上げますと言うんでちょっとわかりませんが、対応したいという意味だと思います。

それから、私が、第1次総合計画、後期基本計画のときに、後期基本計画は来年までですね、平成27年までですが、未満児保育にどう対応するのかと。未満児とか待機児童の解消といったことも含めて、どう対応するのかというのをお聞きしましたときに、横山教育長が、「未満児とか待機児童の解消といったことも含めて、その施設の整備がどのようにしたらいいのかということ連動するものですから、当然未満児を受けるキャパをどうするのかとか、そういったものも含めて回答していくこととなります」と、こう答えていますし、西岡一成議員は、これは1期目の市長のときですが、市長は「私の任期中、民営化はしない」と、「幼稚園のことにつきましては、民営化も視野に入れるということは言いました」けど、これは平成19年、穂積幼稚園を民営化するというのを打ち出した後のことですね。「けれども、保育所につきましては、全く私は考えておりません。そういった環境でしっかり子育て支援をしていきたい」と、だから、公立でやっていきたいと。

あと、ちょっと発見できなかったんですが、結構最近も西岡議員の質問に、私の任期中は民営化はしませんというふうにたしか答えられていると思います。これは議事録をずうっと見ましたが、書いてありませんでした。最後にぼそぼそと言われたものですから、もしかしたら会議録に残ってないかもしれませんが。

ということで、この民営化の議論の仕方として、待機児童が27人になっちゃって市の対応が追いつかない。保育士の人件費も大変だ、施設改修も大変だ、お金もかけられないというような乗りで民営化を考えたいと、そういうふうになっていると思うんですが、私はここではっきり申し上げますが、先ほどお願いしました未満児の将来人口と自然増、社会増の両方を入れた人口推計と、それから施設の対応、最後にこれに幾らかかるのかという資料をしっかりとお示しいただきたい。資料なくして、このような事態になったからもう民営化しかないというようなのは、行政の手法として大月と一緒にです。きちんとした資料を示さずに、こちらが本当にこれはどうですか、これはどうですかとって資料を出していただいて、出したらだめだ、これは秘密だとかというのも、だから、情報公開もして、また出したりしながら市民の皆様に出した。あのようなやり方はもうやめにしていきたい。

きちんとお金、人口推計、施設の整備費ですね。この予算をきちんと出して、民営化については対応することをお願いしたいと思いますが、これを私が申し上げますのは、堀市長の任期

中に2回民営化の話がありました。覚えておいででしょうか。

平成19年幼稚園の民営化がございました。これはお母さんたちが始めたわけですね、署名を。この勢いで穂積幼稚園は民営化を免れ、今大変盛況ですね。喜ばしいことだと思っておりますが、これのお金を最終的に調べたのが、ブログに私のが載ってまして、これは幼稚園には交付税収入があったんですね。今あるんですかね、当時はあったんです。幼稚園にこれだけお金がかかっていますというのを、交付税収入を言わないで8,000万円、毎年赤字ですと言ったんだそうです。ところが、交付税収入が財政課に聞いたらありますと。私が聞いたんですよ。そうしたら、ありますとあって約7,300万円ありますと。そうしたら、引き算したら年間1,200万円しか人件費も入れてかかっていないということだったんです。これから急に、それなら幼稚園は残したほうが良いという議員の皆さんの賛同がありました。こういうことがあります。

それからもう1つは、市内の私立保育所が牛牧に進出したいと。国が2億、瑞穂市が2億出すと。1カ月1人2万円補助を出すと、390人分の定員ですので、この補助を年間9,360万円出しますと。そして隣につくる牛牧の公園も使ってよろしいと。すぐに北側に隣接してつくるといって話があつて、これも最終的には議員の皆さんが10対8で反対されて、民営化を逃れてきたわけですね。

ですから、最終的にはやっぱりお金なんですね。お金がよっぽど追いつかなければ、それは仕方がない。そういう場合も絶対民営化反対じゃないんですね、私って。どうしてもお金の面で仕方がない場合と、それから私立がすごくイコール金もうけだとは限らないと私は思っていますので、もう公立の方法がない時点では仕方がないと思っていますので、きちんと人口予測と財政の予測ですね、これを示していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（若園五朗君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） 牛牧小の増築のときにも人口推計を出して、どれぐらい予算がかかるかというのをお示ししていますので、もし公設民営にするなり、民間参入があるというようなときには、同じような資料を整えなければ説明のほうもできないと思いますので、それはそのようにしたいと考えております。

〔2番議員挙手〕

○議長（若園五朗君） くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） 当然のことですが、お願いしておきます。

民営化につきまして市長にお聞きしたいんですが、2期8年目の今もう6月ですよ。どうしてこの時期に、最後ですよ、2期8年目の6月に民営化について、ぜひ議員の皆様と討議したいとおっしゃるのでしょうか。

これは来年の市長選でマニフェストにお書きになったらいいと思うんですよ。財政状態をきちんと説明して、この間もおっしゃいましたね、1つは民営化したいと。今のこの時期に、最

後の年度に入ったときに民営化について討議したいというのは、来年度から責任がとれないんじゃないかと私は普通に思うんですね。それとも、何かもうオファーが来ているようなことをちらっとおっしゃいましたが、そういう関係でおっしゃっているのか。なぜ今ですか。来年4月の選挙にもし立たれる場合は、そのときの公約にきちんと打ち出して了解を得られたらどうですか、市民の皆様。

○議長（若園五朗君） 堀市長。

○市長（堀 孝正君） 待機児童の関係におきまして、いろいろ御質問をいただいております。この民営化ということにつきまして、どのように考えておるか。

このことにおきましては、私、3月の議会の委員会の中でも申し上げておる。やはりそういったことを選択として視野に入れなくてはいけない。この民間参入ですね。

これはなぜかといいますと、民間には補助金がどんどん施設整備につきましては、出るわけでございますが、公は出ない。そういう関係から民間のほうでできることは、これからそういった参入も考えていかななくてはいけないというところから、私どもの瑞穂市、やはりこういった待機児童の関係なんかを考えて、人の採用等々におきまして、育休をしておる人がたくさんございまして、そのかわりを探し、さらにというところで、育休は必ず戻ってまいりますので、正職員はふやすことはできません。ですから、そういった人の関係もいろいろなことを考えますと、やはりそういった民間参入、民間委託も視野に入れなくてはいけない。これは3月の委員会的时候にも申し上げましたし、今回も申し上げておるところでございます。

やはりこの時代の変遷ということで変わり、政府のほうは、それまで待機児童といたしても3、4、5の待機児童ならこれはもうあれですが、未満児の待機児童でございますので、これはお母さんの気持ちが変わって預けたいというようなことで、予想しておるとどんどんふえてまいります。そこまで予測してというのはなかなかできません。そういう関係もありまして、子供たちの数からいきますと、やはりもう民間の参入といいますか、そういったことも考えていかななくてはいけないのではないかと、このように思っております。

もちろん来年、市長選に私が出させていただくというようなことになりましたら、これはもうマニフェストに掲げさせていただきたいと、このように思っております。

〔2番議員挙手〕

○議長（若園五朗君） くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） 今年度、民営化の話は、まだ先送りにしたらどうですかという点についてはちょっと御説明いただけませんでした。幼稚園には今も補助金があるんじゃないでしょうか。過去の民営化のときに私は調べたんですが、幼稚園は今も補助金があると思います。2歳から預かりますね、今の幼稚園は、プレ幼稚園とかと言って。ですから、2歳児からは例えば幼稚園に回すという方法もあるわけです。

そういう人口がふえている、子育て世代はふえているなんていうのは、この少子化の時代に向こうから宝が歩いてきてくれるようなものだと思うべきだと思うんです。それに対応する市の責任がございます。それから瑞穂市の幼児教育はとつてもすぐれています。本当に熱心な先生たちの伝統が築かれております。

これは根本的な問題ですが、幸せな乳幼児期を過ごした子は、一生、どんなことがあっても何とか、楽観的と申しますか、生きていく力を持てるようになるというふうに心理学でも言われております。

3点申し上げましたが、ぜひ瑞穂市で育つ乳幼児が幸せであるように、それを保障するように、これは教育じゃなくて福祉だと思うんですよね。そのことを守っていただける方向で、資料をちゃんともとに民営化を計画していただきたいと私は思います。

それから、3点目に地域包括ケアシステムですが、これは今若井議員が、るる市長とも、担当部長ともやりとりしていただきました。今もう済みましたことは外してお聞きしたいんですが、きょうは福祉のことを取り上げておりますが、これは平成27年度から子供、高齢者、障害者、生活困窮者に関しての法律が施行されるわけですね。全部弱者ですね。これに対してどういふふうに市はしていくかという話だと思うんです。ということで、これに関して、包括ケアシステムでもいいんですけれども、この説明を私たち議員は詳しく資料で説明を受けたことが一回もないです。

ですから、熱心な議員さんは早くから、「会議録を読みます」と打ち込んでいらっしゃいますね。だけど、今もるるやりとりがあったように、瑞穂市全体、議会全体の情報を共有して取り組まなければならない問題なんですよ。

という観点でお聞きしますが、この地域包括ケアシステムについて、27年度からこうなると、もう市全体で、市域で、それも目標は中学校区でやると、こういうふうに国が打ち出していて、それで国が打ち出していることではおかしいことがあると思うんですが、これは本当に私は市とか地域づくりに大事なチャンスなんじゃないかなと思っていますので、このことを広報やホームページできちんと市民にPRしたことがあるでしょうか。議会では、全体にきちんと説明したことが一回もございませんが。

○議長（若園五朗君） 高田福祉部長。

○福祉部長（高田 薫君） ただいま御質問のホームページ等で周知ということですが、国からの各種施策、本当に現実はどうしていくんやという細かいところまでの資料、まだまだ出尽くしていないというふうに考えております。現実的にはそういった内容について、市から発信をしているということは、まだございません。以上です。

〔2番議員挙手〕

○議長（若園五朗君） くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） まずこれをやっていただきたいです、基本的に。広報が一番いいと思いますけどね、ホームページよりも。1ページ、2ページ開いた表紙を。ここでこれだけ福祉の4つ、子供、高齢者、障害者、生活困窮者、弱者に対してお金が物すごくかかるし、自宅では限定していませんね。地域で見守ると、こういうのを国の方針に従ってつくっていきたくたい。国の方針だからじゃないですよ。本当に大事なことから私は思っていますが、つくっていきたくたい。ついては、市民の皆様ぜひ御協力をお願いしたいと。

これは今の若井議員とのやりとりの中で、地域包括ケアシステムについては2つ言われましたね。福祉サービス、これはある程度ケアマネジャーとか専門の方たちがなさるわけですよ。もう1つおっしゃったのは、地域づくりをどうしていくかと、こういうことですね。地域づくりというのは、生活支援介護予防のところに説明がございすね。老人クラブ、自治会、ボランティア、NPO等が一丸となって御近所同士で生活支援と介護予防をしていくシステムをつくらうと。私が今ここで申し上げたいのはこっちですね、地域づくりです。

もう講習とかを市は実施しているとさっき御答弁がございましたから、多分これを聞いた方たちなんだと思いますが、私の地元は穂積中切なんですけど、集会場もないんですね。ここに請願を出したんですけども、補助を3分の1から2分の1に引き上げてくれって。これは議員の多数決で否決されております。1人10万円の自分たちの負担も、今のところ賛成が得られなくて集会場もないようなところでどうやってやっていくのと、私は突き上げられておりますが、本当にこういう面からも施策として、これは規則か要綱ですから、市が打ち出せばできるわけですから、条例じゃあございせんから。地域づくりがすごく大事だと思うんですが、この点について地域づくりの係と、それから先ほども答弁の中にもありましたが、生涯学習課が人材づくりをすることも必要だと高田部長が言われましたね。この人材づくりをするということは、私は10年間言ってきたんですけど、公益福祉団体を育成することが大事だと。これについて、まず教育委員会にお尋ねしますが、これをどのように包括支援ケアシステムの観点からです。人材を地域でどのように育成しようとしているか。先ほど生涯学習課にも関係あると言われました。

○議長（若園五朗君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） 教育委員会としましては、生涯学習の関係でそうした人材育成をしております。それがもともとスポーツとか学習とかで始まった人材育成なんですけれども、今は地域社会ということで校区活動の関係で、社会教育の指導員さんとかも今実際には指導をいただいております。そういう社会教育指導員さんのような方が地域に帰って、その人たちがまた地域で活動できるような人を育てていくというような指導も、私たちは、またこれから考えていかなきゃいけないということは考えております。以上です。

[2番議員挙手]

○議長（若園五朗君） くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） この問題については、地域で公的なボランティアをどう育成していくかというのは、全然進んでないというふうですので、また改めて取り上げます。地域づくりもまた改めて取り上げます。

最後に、瑞穂市政として福祉をどう位置づけて、どう認識して、どういう手法でやろうとしているかをお聞きしたいと思います。

行政報告会で市長はぽろっと言われたんですけど、生活保護者にかかるお金と体協の人数とのバランスという問題もあると。覚えておいででしょうか。生活保護者は200人足らずですね。これに3億円使っているわけですね。体協は5,000人と聞いた人もいますみたいですけど、私は聞き取れませんでした。だから、200人足らずに3億円を使うのと、5,000人の体協に大月をつくると言ったんですね、体協と相談して、あれが10億円ですが、こういうバランスが大事だということをぽろっと言われたんですけど、市長の御発言の中にはよく多数派、大勢の人がいる多数派の言うことを聞くのが民主的だみたいな御発言が時々あって気になりますが、これは憲法の25条の最低生活の保障ということも関連していますが、弱者ですね。子供、高齢者、障害者、それから生活困窮者は今、世代の連鎖ということも言われているくらいで、今までもあったと思うんですが、生活環境や教育の多寡、多い、少ないによって、やっぱり生まれながらに不利な人というのはいると思うんです。

ある日突然、事故とかで障害者になる場合もございますね。ですから、本当に純粋に100%その人が弱者になった責任があるということは、私はそれはないと思っているんです。パーセントの多い少ないはあるかもしれませんが、非常にいつ自分が社会的弱者になるかわからないということで、社会的弱者を救う福祉というのは、力のある人がそういう人たちに対して想像力を働かせ、自分の持っている力をそういう人のために使うと、こういう人間的なものも引き出していただけるんじゃないかと私は思っているんですが、生活保護者にかかるお金と体協とのバランスも必要だと、この辺はどういう意味でおっしゃったのかをお聞きしたいと思います。

○議長（若園五朗君） 堀市長。

○市長（堀 孝正君） お答えをさせていただきたいと思います。

今回の質問におきましては、くまがい議員、福祉施策の考え方と手法についてと大きく取り上げておられますので、まずそのことからお話を申し上げたいと思います。

今回、公園のことから各般にわたってのあれでございます。私どもの地方自治体の役割は、住民福祉の向上、増進を図ると役割を位置づけております。住民福祉とは、人づくり、また基盤整備、そして市民の皆さんが快適に感ずる、また便利さを感じる、また活力を感じる、そしてゆとり、豊かさを感じる、そして安全・安心を感ずる等々、360度、いろんな市民がお見えになります、はっきり言って。その住民の皆さんの幸せの満足度を高めるのが住民福祉であり

まして、それを向上させることが私どもの役目だと思っておるところでございます。

今、御質問のあれは社会福祉、弱い弱者の立場のことでございますが、実は時間がございませぬが、私は1期目は行政の流れを変えるというコンセプトで、具体的事例を上げて推進してまいりました。このことはマニフェスト進捗状況として報告させてまいりまして、その進捗率も、本当に皆さんのあれで80%以上は達成されたと思っております。2期目におきましても、基本理念としまして、人と自然に優しい、災害に強いまちづくりも議会にお示しして、進捗状況もホームページにも載せております。このような方法でわかりやすい、オープンにしてこのまちづくりを進めてまいりました。その中で、議員御指摘の社会的弱者と健常者についての考えについてをお答えさせていただきたいと思っております。

社会的弱者とは、乳幼児を初め児童、高齢者、そして障害者の方々ですね。この障害者にもいろいろございます。特に身体に障害のある方、また精神的障害のある方、知的障害のある方、これはもう全世界、どの国におきましても障害者の人口というのは総人口の5%から6%あると言われております。やはりこういった人の身になって、弱者の身になって考えるのが、私、社会福祉だと思っております。

その社会福祉は、一言で言えば私は思いやりだと思っておるところでございます。そして、私はこの弱者、ノーマライゼーション、いつも申し上げておりますが、健常者も、そうでない弱者の皆さんも、地域社会の中で生き生きと暮らしてしていけるようなコミュニティーをつくるのが私どもの役割だと、そのことを強く感じているところでございます。

そのことを申し上げまして、答弁とさせていただきます。

[2番議員挙手]

○議長（若園五朗君） くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） この子供、高齢者、障害者、生活困窮者のための制度が平成27年度から変わって、法律で言えば子ども・子育て支援法、第6次老人福祉計画、第4期障害者福祉計画、生活困窮者自立支援制度と、この4つが変わってこれから社会的弱者の福祉をどうしていくかということになるわけですが、この新制度そのものは、私たち議員に限りなくゼロに近い説明で、これに当たって私たちに示されたのは、教育委員会と福祉部を総合センターへ引っ越しをするんだと、機構改革だと。いきなりこれが来たわけで大変戸惑いました。

マスコミによると、今情報はネットで全部共有する、必要な担当課が、そうやって構築しているという報道も多いですね。ですから、何もかも一緒に寄せなきゃできないというものでもないんでしょう。

最後に申し上げますが、まず市民や議員、反対でしょうかね。議会や市民でしょうか。説明をしてください。こういうシステムになりますから、こういうことが必要ですから、ぜひ協力をお願いしたい、一緒にやっていきましょうというのをまず説明して示してください。情報を

全議員、全市民が共有する必要があります。そして、例えば民営化についても資料をちゃんと示して検討していきましょう。そのための資料をよろしくお願いします。

以上で一般質問を終わります。

○議長（若園五朗君） 2番 くまがいさちこ君の質問を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩します。

再開は11時15分から行います。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時17分

○議長（若園五朗君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

5番 森治久君の発言を許します。

森治久君。

○5番（森 治久君） 議席番号5番 森治久です。

議長のお許しをいただきましたので、以下2点において一般質問をさせていただきます。

合併して12年目に入る今、市長の所信表明にもありました「議員の皆様におかれましては、市政全般を俯瞰した上で、将来の瑞穂市を見据えた建設的な見地から御意見、御提言をいただきますよう、切にお願い申し上げる次第であります」という言葉、また企画財政課より御報告いただきましたまちづくりに関する市民アンケート結果報告書を踏まえ、市長のマニフェストにあります5つの柱のうち、まちづくりは人づくり、災害のない魅力ある都市の基盤整備の推進、活力ある瑞穂市をつくり出す3つの柱を中心とした質問と御提案を申し上げます。

1点目に、土曜授業について、2点目に、瑞穂市第2次総合計画策定についてでございます。詳細は質問席にてさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

1点目の土曜授業について質問をさせていただきます。

全国の小・中学校で本年度から学力向上などを目的とした土曜授業が始まり、岐阜市では10日、小・中学校69校のうち42校が一斉に授業を行った。県教育委員会などによると、県内では山田市が小・中学校のモデル校3校で導入し、本巣市は年3回の実施が検討されている。振りかえ休日のない土曜授業は、完全週5日制が導入された2002年以来となる。

文部科学省は昨年11月に学校教育法の施行規則を改正し、振りかえ休日のない土曜授業を市町村教委の判断で可能にした。県が教職員の振りかえ休日制度を見直し、夏休みや冬休みにまとめてとれるようにしたことの導入の後押しになった。これは中日新聞の記事でございますが、2014年5月11日の記事でございます。

このような取り組みですね。各市町においてされております。また、もう少し他社の新聞も記事にされておりますので、ちょっと読ませていただきます。

これは前年度、今から約1年ほど前、隣の大垣市のほうの土曜授業について検討されておった内容を新聞が記事にされた内容でございます。「大垣市土曜授業」「大垣の小・中学校再開を検討」「市教育委員、市教委、県条例改正要望へ」という見出しでございます。少し読ませていただきます。

「公立学校の週休2日は1992年に月1回でスタート、2002年から完全週2日制となった。市教委は週休2日について、土曜日を有意義に過ごせていない子がいる。学力低下につながっているなどの意見がある一方で、家族と過ごす時間がふえた。地域活動が盛んになったなど肯定的な意見もあり、評価はまとまっていないとしている。市教委はことし6月以降、土曜授業を再開している東京都中野区を視察するなど情報を収集してきた。

県教委によると、土曜授業を実施しているのは、全国で12都府県の一部市区町村。県教委は、国の動きや各市町村の動向を見ていると静観する構え。大切なことは、どんな子供に育てるのか、何がしたいのかの議論の深まりが必要としている。

市教委は、土曜授業には県の条例改正がまず必要だが、青少年育成団体やスポーツ少年団など、青少年団体の意見を聞きながら制度設計を慎重に進めたいと話している」。こちらが2013年9月10日の毎日新聞の記事でございます。

いずれにせよ、今新聞報道を読ませていただきましたが、大垣市においては1年前から土曜授業について検討をされ、そして今まさに検討中であるというようなことで伺っております。また、岐阜市、先ほど申し上げました山県市、本巣市においては、今年度より土曜授業を各市町においては内容が若干、回数であったりというものが違っておりますが、実施をされております。

そこでお尋ねいたしますが、瑞穂市の土曜授業の現在での考え方、またその取り組み状況、現状の課題等についてお聞かせいただきます。

○議長（若園五朗君） 横山教育長。

○教育長（横山博信君） 学校週5日制が完全実施となって13年がたちます。本市では、その趣旨である子供たちに豊かな社会体験、自然体験などさまざまな活動の機会を提供する、それを念頭に置き、これまで着実に歩んでまいっております。

地域の方の献身的な支えにも恵まれ、瑞穂総合クラブの加入児童・生徒数は約1,200人になります。また、スポーツ少年団の加入児童・生徒数は約840人、地域総合型スポーツクラブであるなかよしクラブみずほについては、加入児童・生徒数が約400人と多くの児童・生徒の週末の過ごし方の一つとしてしっかりと位置づくまで充実をしてまいりました。

これらのクラブや少年団で御指導をいただいている方のほとんどが地域の方であり、自分が磨いてきた技や、生涯学習の一環として学んだ成果を児童・生徒に還元している方ばかりでございます。まさに県が推進している地域づくり型生涯学習であり、循環型の生涯学習社会が構

築されようとしていると言えます。市内の教員が指導者を務めている講座や、学校施設を会場としている講座もあり、学校・家庭・地域が連携して子供を育てる場となっております。

国の土曜日の教育活動推進プランは、子供たちにとってより豊かで有意義な土曜日を実現し、教育ボランティアへの参加者がこれまで学んできた成果を生かす自己実現の機会にすることを目的に進められておりますが、キーワードは、子供にとって豊かで有意義な土曜日、教育ボランティアの自己実現でございます。

本市のこれまでの取り組みは、土曜日に授業は行わないものの、国が推進している土曜日の教育活動推進プランそのものであると考えています。また、ことし朝日大学の協力を得て設立されたぎふ瑞穂スポーツガーデンジュニアスポーツスクールは、豊かで有意義な土曜日を一層充実させるものと期待しておるところでございます。

これまで申し上げてきた、これまでの瑞穂市としての取り組みを停止して、土曜日に子供たちを現在行われているスポーツ等の活動から引き揚げるということは、現在のところでは考えておりません。これからも豊かで有意義な土曜日の実現に向かって、学校・家庭・地域が連携して着実に歩んでいきたいと考えております。

ちなみにですが、瑞穂市内の学校の教科の授業時数は、現行の学習指導要領が実施されてから、計画、実績とも標準時数を適度に上回っております。この状況で土曜授業を実施すると3時間がふえるということで、その3時間は月曜日から金曜日までのどこかでカットするという動きもあります。そうしないと児童・生徒への加重負担となるということで、学習指導要領の標準時数に反するということがあります。

また、これまで塾とかスポーツ活動、家庭行事等で欠席というか、土曜日に行事があるような場合ですが、児童・生徒の一部がそういった塾、スポーツ活動、家庭行事等で欠席している状況では、ある市では学級によって七、八人の欠席があるということも聞いておりますが、教科の授業は進めないと。結局、子供がこれまでの生活のままに欠席をした場合の子供たちをほかっておいて授業は進めないとということで、一般的に言われるところの学力向上の時間数がふえるということではないと、そういった状況も生まれております。既に実施している市では、現在のところいろいろな問題が見えてきておまして、その対応に学校や教育委員会が追われているということも、現在の状況でございます。

ちなみにある市では、土曜日に欠席をした場合には、欠席になるのかというクエスチョンに対して、それは欠席にはしないと。これまでの家庭での生活を市とか学校の都合で変えてしまうという家庭を顧みないというか、家庭のことを考慮しない動きをすることに対しては、欠席扱いにしないということで、各校30名以上の欠席者があるというふうに聞いております。そこで、欠席者多数の中で教科書は進めないとということが、また市教委から指示が出ております。

また、児童・生徒、保護者等がこれまで大事にしてきたいろいろな生活ということの兼ね合

いがある、いろいろ判断がまだ揺れているという状況でございますので、現在のところ、今まで近隣の市町の状況も含めて紹介させていただきましたが、今後の各方面での状況を把握するとともに、いろいろな御意見を承りながら、瑞穂のスタイルを今後考えていくということで、現在のところはスポーツに親しむ瑞穂ということで、市民憲章にもありますその動きは誇れるものではないかなあと考えております。以上です。

〔5番議員挙手〕

○議長（若園五朗君） 森治久君。

○5番（森 治久君） 今、教育長のほうより御答弁をいただきました。

今現在は、他市町で行われているような土曜授業は、現状では瑞穂市の今の取り組みですね。瑞穂総合クラブであったり、スポーツ少年団であったり、多種多様な地域の中で子供たちが生活または学び、育ち、健全に育っている環境の中で、このような取り組みがどうであるかということを見定めている。また、今現在はすぐに始められるような事業ではないということであったかと思えます。

ここで全国的な土曜授業の実施状況、こちらは平成24年度において土曜授業を実施した学校ということでインターネットのほうに出ておりましたので、少し数字を申し上げますと、公立小学校で1,801校、全体の8.8%、また公立中学校で966校、全体の9.9%、公立高等学校で142校で全体の3.8%、あくまでもこれは公立でございますので、私立学校の数字は含んでおりませんので、いずれにせよ数字だけ見ますと、まだまだ全国的にも土曜授業を実施している学校というものが少ないのかなあと考えております。

ただし、最後に教育長がお話しされたように、この瑞穂市の特性に合った独自の教育ビジョンを考えてまいりたい、研究調査、検討してまいりたいというお言葉、御答弁であったと思い、私も同じ思いであるということをお申し伝えさせていただきます。

ただ、ここで危惧するのは、先ほど私が申し上げました岐阜市で実施し、また本巢市で実施し、来年度からは大垣市が実施するような計画であるというようなことの現状を考えますと、近隣の他市町が実施する中で、1つはこの土曜授業、学力の向上というものを1つ目的としております。これだけではないかと思えますが、そのような中で保護者の皆様方が、瑞穂市は先ほどの皆さんの一般質問でもお話がありましたとおり、まだまだ人口が増加している、それも若年層の方の転入が多い、子育てを今後瑞穂市ですと考えるおられる方の人口がふえるということでございます。他市町の教育と比較される中で、瑞穂の教育が一般的独自性、特色もないと思われることによつての、人口がますますふえる瑞穂市が、それを他市町が子供の取り合い、要は人口増加ほどのまちもいろんな施策を打って考えておられるところでございます。そのようなことがないような瑞穂市に合った教育ビジョン、また土曜事業にかかわるような施策を研究調査、検討していただきたいと思えます。

いずれにせよこの土曜授業については、また今後の他市町の動向を見ながら、またどのような検討、協議をされ、また関係機関、社会教育関係の団体にとってもお話はやはり事前にされるべきであろうかと思っておりますので、その点だけよろしくお願い申し上げて、次の質問に移らせていただきます。

2点目に、瑞穂市第2次総合計画の策定についての御質問をさせていただきます。

少子・高齢化、人口減少については、昨今の新聞報道でも2040年度の人口が載せられていました。その内容は、自治体として存在することが危ぶまれる市町村もあるのでは、また全国的に若い世代の女性の人口が減少するという記事でございました。

現在、瑞穂市においては、県下でも類のない人口増加を続けているまちであります。行政報告会、議会報告会の市民からの意見でも明らかなことではございますが、市民のニーズはますます多様化し、さまざまな視点から行政需要が高まり、その質も複雑化しております。

近年の日本の社会情勢や日本を取り巻く環境の変化は、2年から3年単位で大きく変革しております。このような現下において、瑞穂市が今後の市政を進めるべきベクトルを示すものが次期総合計画であり、各所属の重要施策を実現ある計画とすべきであるものと考えます。

市民への公共サービスへの期待はますます高くなる半面、財源には限りがあり、全てをかなえることはとても困難であると思っております。限りある財源をいかに活用し、市民生活の利便性の向上、あるいは市民ニーズの高い事業から優先されると考えていますが、まずは瑞穂市が目指すまちづくりの将来像を示し、実現するために行政が行わなければならないことを明らかにする必要があります。

第1次総合計画を総括し、次期総合計画の視点や考え方、その取り組みの状況、そして現状の課題としての財源の確保、安全で安心な防災体制、地域活動、子育てなどを通じた人材活用と育成など、将来のビジョンについてお尋ねをいたします。

○議長（若園五朗君） 森企画部長。

○企画部長（森 和之君） 森議員の瑞穂市第2次総合計画策定の御質問にお答えをいたします。

森議員の御質問の中にもありました人口推計は、ことしの5月8日付の新聞報道に出されたものになります。有識者による政策組織である日本創成会議の日本の将来人口の推計結果の公表になるものです。それによりますと、人口流出といいますか、少なくなるということが進むと地方の多くの地域では将来消滅するようなおそれもあり、また若い女性の人口が2040年には5割以上減少してしまうような市町村も全体の49.8%、5割ぐらいになるというような内容でございました。

この予測によりますと、瑞穂市においては、現在の人口は間もなく5万3,000人を超える見込みであります。2040年の人口は5万2,601人ということで、現在の人口と比較すると微減となっております。また、国立社会保障・人口問題研究所が公表した日本の地域別将来推計人口

によりますと、瑞穂市の人口は、これから11年後の平成37年に5万3,933人を迎え、その後、減少に転じるというように推移をしております。おおむねこの日本創成会議の予測と一致するところです。

また、瑞穂市では、若い女性の人口というものですが18.4%の減少で、県下では2番目に少ない市になりますが、県内でも若い女性の減少が50%を超える市町村は、42市町村中17市町村が該当することになります。この日本創成会議が発表した人口推計によりますと、人口の流出がこのまま進むと、地方の多くの地域では消滅するおそれがあるまちが発生するという一方で、このまちを新聞では消滅可能都市と呼ばれていました。

もう1点、若い女性の人口が2040年に5割以上減少する市町は896団体、全体の49.8%、約半分になります。

岐阜県においてもこの将来人口の推計は重視しており、47都道府県中、減少の大きいものから31番目の40.5%の減少となっています。隣り合う滋賀県が45位、愛知県は46位、富山県は36位と比較すると、岐阜県の減少はそれより大きく、今年度から新設された「子ども・女性局」では大変危惧をしています。

人口の減少問題が長くなってしまいましたが、議員御指摘のとおり、当市はまだまだ人口増加が続いており、それに伴う行政需要、市民ニーズは福祉、子育てなどの問題でいっぱいございます。

いずれにしても、人口の減少、少子・高齢化の波は当市にも間違いなく到来してきますので、人口がふえている今のうちから市民ニーズを的確に把握し、社会情勢や日本の取り巻く環境の変化を捉え、さまざまな視点からまちづくりを進めるべき施策や将来のビジョンをきっちり見通した計画、実現性の高い計画の策定が必要になります。

さらに国から要請されている公共施設等総合管理計画の策定においては、公共施設の有効利用なども民間の活力をかりたり、再配置などで将来にわたり必要な機能を集約していくような視点からも考えていかなければならないものです。また、社会保障と税番号制度の運用によるさまざまな課題や地方交付税算定がえによる減収等によって財源が限られる中、実施する内容も選択しながら進めていかなければなりません。

そこで、市が最上位計画に位置する総合計画であります。平成18年度に策定しました第1次総合計画では、基本目標として市民参加、協働のまちづくりを掲げ、市民と行政が一体となったまちづくりを目指すこととして取り組んでまいりました。平成27年度で10年間の計画が満了することになります。

次期総合計画につきましては、今年度より28年度の策定に向けて、既に準備、着手に入っております。計画に当たりましては、有識者として学識経験者、識見者、市民公募から成る総合計画策定審議会への諮問、答申を経て、計画議案を上程するようなプロセスに変わりはござい

ませんが、まちづくり基本条例の理念を推進する本市においては、計画策定の全てを行政側だけで検討するのではなく、素案の検討段階においても、市民の方々がその検討に加わっていただけるような仕組みも用意することとして検討しており、そういったことが実施できるような組織体制を整備しております。

また、庁舎内の体制では、副市長を中心とした部長級で組織する総合計画策定委員会を中心に課長補佐級以上による策定幹事会、若手職員から成るプロジェクトチーム、さらには市民からの公募による市民検討会議で各分野ごとの課題や、それに対する施策の方向性など、調査・研究・検討を重ねて素案作成を進めることとしています。具体的には、来月以降進めていく予定でございます。

質問にございました市民ニーズにつきましては、その掘り起こし作業としまして、今議会でお配りしましたまちづくりに関する市民アンケートの調査結果や、さらに市民間の対話の討議の場としてのワールドカフェの開催、また計画案を説明する地区別懇談会、パブリックコメントなどの実施で、より多くの皆さんから計画策定に参画していただける機会をこれまでより多く設けて策定計画を進める予定でございます。

御質問にあります現状の課題としましては、財源の確保、安心で安全なまち、校区自治会などへの地域活動への参加、婚活、結婚から子育てまで切れ目のない情報提供と支援する少子化対策、行政ばかりではなく民間企業やNPOなどと一体となって取り組む必要がございます。また、高齢化問題では認知症高齢者数の増加、ひとり暮らし世帯の増加、高齢者の死亡の増加、さらには2025年には、超高齢化社会2025年問題があります。これらの対策としては、今回も議会のほうで御質問されております地域ケアシステムの構築などを考えなければなりません。

また、生活困窮者への対策においては、年金の支給年齢の引き上げの影響、ひとり親家庭の増加、貧困の連鎖、厳しい雇用情勢から来るワーキングプア、引きこもりなどへの対策が必要となります。

これらの課題と特徴は、少子化・高齢化対策、生活困窮化対策はどの市でもそうですが、複数の部署にまたがり複雑な問題を抱えた事例ばかりとなっているもので、このあたりについても総合計画に関係すると考えております。

そのほか、公共下水道を含めた生活基盤の整備、学校、待機児童対策としての保育所を初めとした公共施設整備計画なども考えなければなりません。これらを行うには、やはり森議員が言われるように財源を確保して、その裏づけがないと実施することができません。実施に際しては優先順位をつけることも大変重要になると考えています。

森議員の御質問のとおり、総合計画は市が目指すまちの将来像を示し、その計画において各分野における重要施策を明らかにし、市民の皆様にお示しするものになります。瑞穂市が将来にわたり消滅可能都市にならないようにすることはもちろんですが、これから将来にわたり利

便性を生かしたまちに、住みよいまち、住んでみたい活力あるまちにすることを実現するためにこの計画をつくるということで重要に考えております。その上で、市民の皆さん、議会の皆様方と御協力、御理解をいただきながら進めてまいります。新たな時代にマッチした計画策定を進めるため、ぜひとも多くの皆様の新たな総合計画策定に関心を持っていただくように周知してまいります。

今後のまちづくりのビジョンについては御意見をいただきますよう申し上げ、大変長くなりましたが、答弁とさせていただきます。

〔5番議員挙手〕

○議長（若園五朗君） 森治久君。

○5番（森 治久君） 丁寧な御答弁をいただきまして、ありがとうございます。

そこでちょっと詳細な部分においてお尋ねをさせていただきたいと思いますが、先ほど若井議員、またくまがい議員も一般質問の中でございました。私も冒頭でお話を申し上げましたが、まちづくりに関する市民アンケートの結果報告書、こちら市民の皆さんが忌憚のない御意見をそれぞれの価値観であったり、お立場から申し上げられておられます。その中で、ちょっと私も2点について、くまがい議員もこちらを読まれましたが、私のほうもちょっと御披露だけさせていただきます。

まず1つ目、企業誘致ですね。企業誘致等に関する意見で、瑞穂市は長期的な計画があるのかな。企業誘致、駅周辺の活性化、駅があるのに何と寂しいことか。市となっても何かしら以前と変わらない。市が生き生きするためにも、企業の誘致を何に重点を置いて市政が進められているのか、市民には理解できていません。情報不足ではありますが、60代の男性の方です。

また、もっと積極的に企業を誘致したり、住みやすいまちにしていかないと、岐阜や大垣に負けてしまうのは当たり前なので、これからいろいろと頑張ってもらいたい、30代女性の方ですね。

また、近くに高速が通るんだからもっと発展するように考えて、誘致したりして少しでも企業の税金を上げるなど、便利なまちを生かし切れていない。21号線、高速、いいところがあるのもったいない、30代女性の方ですね、これは企業誘致でございます。

また、保育所整備においては、保育・子育て支援などに関する意見ということで、子育て世代が多いのに保育園の整備や子育て支援が他の自治体に比べておこなわれていると感じます。保育園は未満児だと年度途中から入ることが難しく、復帰が年度途中になると大変困ります。市内に無認可保育所も少ないため、本当に入れるところがありません。未満児専用の保育所をついたり、市立保育所をつくるのが難しいなら、私立の保育所や託児所などを誘致するなど、対策を考えてほしい、30代女性。

また、本当に保育所の待機児童ゼロにしてもっと保育料を下げ、子育て面を充実してほしい。保育所の質が悪く、待機児童があり、保育料が割高な、子育てには向いていない市だと思

っている。たくさん家が建ち、新しい人たちがふえているのに、市の体制がこれではだめだと思う。こちらも30代女性の方でございます。

いずれにせよ、今企業誘致と保育・子育てで支援に関するということでの市民の方の忌憚のない御意見を今読ませていただきましたが、今後、先ほども申し上げますように、瑞穂市は人口がまだまだ増加しているまちであり、また他市町に比べても高齢化率は低い。これは高齢化率はいずれ高くなるにしても、今現在は若い世代が多いがゆえの高齢化率が低い若いまちであるというような特性がございます。そんなことを考えますと、当然先ほども私が申し上げました税収をしっかりと確保して、財源を担保するというようなことのためには、企業誘致であったり、商業施設の誘致であったりというものが大切な重要施策になるかと思えます。

そこでお尋ねをいたしますが、企業誘致を進める上で、現在でも第1次総合計画、またはその後の後期基本計画において、誘致を促進するためにも新しい条例化をした上で取り組まれていると思いますが、現状では、なかなか他市町も企業誘致を一生懸命力を入れられ、また営業活動等もされておる中では、利便性であったり、地の利はまだ他市町と比較しても、決して悪いことではないと思われる瑞穂市ではございますが、企業誘致がしっかりとできていない現状がございます。今までのいろんな対策、また条例改正等を含めていろんな取り組みをされてこられたこととは存じますが、今何が瑞穂市において企業誘致をする上で課題があるのか、また今後どのような取り組み方を第2次総合計画の中でうたわれるのかをお聞かせください。

○議長（若園五朗君） 堀市長。

○市長（堀 孝正君） 森議員のほうから第2次総合計画につきまして、いろいろ御質問をいただいております。市民のニーズに応えるには財源確保が大事である、まさにそのとおりでございます。それをどのように位置づけるかと、こういうあれではないかと思っております。

御案内のように、財源確保の一番いい例は、現在、この6月の末に名古屋紡績の跡地がカーマのデベロッパーによりまして瑞穂ショッピングセンターがオープンしますが、やはり企業誘致をすることによりまして、税が大きく変わってまいりますし、何といたしても雇用の創出が図れる、これは本当に市の活性化につながるわけございまして、これを実は第2次総合計画に盛り込まなくてははいけない。

きょう、午前中の若井議員の質問で、瑞穂市の将来像についてということの中で答弁をさせていただきました。その中で、私は安全で安心して暮らせるまちという生活基盤を軸にした教育環境の充実、また子育ての充実を含めた総合的な少子化対策、また生活困窮者対策を含めた高齢者対策など、福祉の充実したまちを目指すことが、これからの瑞穂市の将来像にもつながると考えるということをお知らせしました。

これをしようと思えば、何といたしても財源確保でございます。ですから、第2次総合計画の中には、はっきりとどこどこに企業誘致をするんだと、こういうのを盛り込みたい

と思います。

そこで私のほうとしまして申し上げたいのは、やはり議会と執行部、二元代表でございまして、本当の二元代表でございます。きょう、くまがい議員の質問にもございましたが、いろいろ資料提供ということではなく、やはり議員の皆さんもいろいろ研究をしていただいて、こういうことをしたらいいんじゃないかと、そういう御提案をいただく、これが二元代表でございまして。資料を出せ、何でもじゃなくて、いろんな市町の進んだところもございまして。こういったところの調査研究をしていただきまして、御提言をいただいて、そして第2次総合計画に盛り込む、これもあれでございまして。ぜひとも二元代表で、議会のほうからも瑞穂市全体を俯瞰してということ、やはり上から眺めてどうしたらいいかということで、議会の皆さんもそういう中におきまして、まちづくりは、先ほども申し上げました人づくり、基盤整備、そういう中で快適なまちには何をやらなくてはいけないか、また便利、活力、ゆとりと豊かさのあるまちには何をやるべきか、また安全で安心には何をすべきか、これをしっかりと見据えていただいたら、いろいろ将来像も出てくると思います。

そこで、先ほど申し上げました財源の確保でございまして。

この岐阜県南大野線の沿線、今度農業の関係におきましても、T P Pの関係で大きく見直しがされます。現在、生産調整を38%、瑞穂市がしております。こういう関係におきまして、やはりこの沿線あたりに企業誘致をする。これをしっかりと総合計画に盛り込まなかったら、計画なしに企業誘致というのは絶対にできません。盛り込んで企業誘致をやる。こういうことも盛り込む。

さらには21号バイパスがございまして。この沿線でいけば横屋地域のああいって市街化を含めまして調整区域、約30ヘクタールぐらいございまして、また公園もございまして。こういったことを含めてしっかりと企業誘致の開発ができるような、それを総合計画にしっかりと盛り込んで計画的に取り組むと。この計画に入れておかなかつたら、やはりいろんなことをクリアをすることができません。法的なクリアもできません。そういったことを今度の総計画の中にはきちっと盛り込む、そういったことをいろいろ考えておるところでございまして。

よろしくお願ひ申し上げまして、今申し上げました二元代表制の議員の皆さんも、いろんな市町のいい点も御存じでございまして。そういった点をぜひとも御研究をいただきまして御提言をいただきますよう、お願ひを申し上げまして答弁にかえさせていただきます。

なぜ、私がこんなことを言うのか。私は議員出身でございまして、議会のときに提案型のそういうことをしておった人間でございまして、申しわけございませぬが、ぜひともそういう提案を総合計画に盛り込めるように、ぜひともよろしくお願ひを申し上げて、答弁とさせていただきます。

[5番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 森治久君。

○5番（森 治久君） ありがとうございます。

今市長のほうから瑞穂市のあるべき、また今以上に発展すべく将来像としては、企業誘致をしっかりと総合計画の基本計画の中にうたう中で企業の誘致のお話があっても、その準備ができていないというようなことであっては、やはり他市町に引けをとるといようなお話であったかと思います。

現実に隣の本巢市においては、全ての工業団地に企業が誘致できた。また、南になりますが、羽島市においても同じく工業団地が全てにおいて完売した。要は全て企業誘致が終了したといようなこととございます。この2つのまちも、今瑞穂市ができていない、まさしく市長が今お話された準都市計画であったり、また瑞穂市企業立地促進条例であったりというものが用意しつつも、前の第1総合計画の中では、ほかのまちと比べるとしっかりと企業誘致をするといような明確化がされていなかったのが、今の現状に通じているところかなあと感じております。しっかりと第2次総合計画の中には、企業誘致をどんな大規模な、また小規模であるにもかかわらず企業誘致ができるような体制づくりのためにも、盛り込んでいただくことをお願いするところでございます。

現実に今ちょっと景気が都市部においては、また上場企業なんかでは改善しているといようなことで、企業のほうが設備投資に少し力を入れつつあるといようなことを聞いております。現実、私のほうにも今他のまちにある企業ではございますが、当然上場しておる一流企業でございます。こちらの工場を新しく、今のところのまちでは拡大ができないため、他のまちを新しい企業進出の候補地としていろいろ模索されておるといようなことを聞いております。そんな中、そちらの希望面積が1万坪といようなこととございます。当然、瑞穂市で今1万坪がまとまってあるところはないと思っております。

そんなことを含めて、この1万坪がどうのこうのといことではなく、しっかりと将来においての財源を確保するため、税収をしっかりと担保するためにも、そのような基本計画を盛り込んでいただきたいと思っております。

次に、先ほど幼児教育の市民の方の御意見を御披露させていただきましたが、現在、もう一遍、大きく今危惧されますのが、幼児教育の施設の老朽化ですね。こちらが問題危惧されております。瑞穂市の幼児教育の今後の運営のあり方、また方向性を検討、協議された上で、未就学児の推移の動向、見通し等を勘案しながら短・中・長期的に、今回の待機児童対策を執行部のほうからもイタチごっこ位置づけられております。いずれせよ、短・中・長期的な計画を考えるべきと考えます。いかにお考えかをお尋ねすると同時に、こちらは先ほどからくまがい議員のほうからも、また他の議員からも一般質問であったかと思っておりますが、民間の保育園の必要性といようなものが、今後、行政を健全運営していくためにも、また市民ニーズに広く応えるた

めにも必要な施策であると考えます。誘致の活動等もしっかりと総合計画の中に盛り込んで、しっかりと方向性を示すべきときが、今の瑞穂市の責務であるかなと思っております。

何回も申し上げますが人口が増加している、また児童が減りつつある他市町とは違って、児童数・生徒数がふえる瑞穂市においての御提案でございます。民営化を含めた、先ほど申し上げた誘致活動等々についてのお考えをお聞かせください。以上です。

○議長（若園五朗君） 奥田副市長。

○副市長（奥田尚道君） 森議員の御質問にお答えさせていただきます。

私もこのまちづくりアンケートの内容をつぶさに見させていただきまして、さまざまなニーズがあるなという考えでおります。

ちなみに、今度第2次総合計画をつくるわけでございますが、御承知のようにこの総合計画は、かつて自治法の第2条でつくらなければならないということであったんですね。そして議決を経るといって、それが外されました。もう自由でということでございます。

その自由な中から瑞穂市は、やっぱり総合計画は必要だということで24年12月議会でもって条例をつくりまして、つくるばかりでございますが、それが第1回目の総合計画になるわけでございますが、先ほど森部長も言いましたように策定の仕方を変えていくわけですね。そんな中にありまして、議員がおっしゃられますように財源の確保も、それからこのまちの特性がある、今の人口がふえる、そして若い子供たちがふえていくということに対して、やはりそこは真摯に耳を傾けてやっていかなきゃならないというふうに考えております。

ただ、きのうもいろいろ議論がありましたように、法律が変わっての国の施策そのものが方向転換をしておるんです。やはり国の動向が変わる中で、かたくなに公設公営でやっていきますというところではもうちょっとえらいんだというふうに、やはり新しい公共の概念というのができておりますので、企業もNPOも市民も、それぞれが地域づくりをやっていこうという時代でございます。

そうなりますと、当然子育ての面についても、民の力をかりなければならないというふうには考えております。ですから、そういったこともこの計画をつくる中で、皆さんの意見を集約しながら、じゃあどういふ部分を担っていただくか。どういふ部分を公がやるべきかということも明確にしていくべきだろうと思います。

ただ、私自身のこの計画に関する考え、いろいろ勉強しておりますと、今までのような総花的な議論展開では立ち行かないということをおっしゃる学者が多いです。と申しますのは、これからの計画というのは、危機にどういった対応をするかという視野も必要なんです。といいますのは、東北の地震が起きました。まちが崩壊しました。総花的な総合計画が何も生かされません。ですから、危機にも対応する計画を考える。そして平常時の日常的にはどうあるべきかという考え方をもって計画はつくらなきゃならないと思います。

そういう点では、市長が災害に強いまちづくりということを書いてみえますけれども、この特性としまして交通の利便性がいいわけですね。ですから、交通の利便性というのは、危機のときにおいても、いわゆる物資の輸送とか、そういうことでも必要です。だから、鉄道のありがたさ、それから国道21号が走っているありがたさ、そういったことも十分考えながら、危機にも対応できるような計画をつくっていければなというふうに思っております。以上でございます。

[5番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 森治久君。

○5番（森 治久君） ありがとうございます。

幾つかの点において、第2次総合計画に盛り込むべき重要な課題等も市長、副市長、また部長のほうからもお伺いできました。いずれにせよ、ただいまは第1次総合計画の中で市民参加、協働のまちづくり、また堀市長が申されておられます人に優しい、災害に強いまちづくりですね。こちらを市民、また行政、議会とまさしく協働の中で推進できることを切にお願い申し上げ、またその役割を担うことを議員の一人としてお誓い申し上げ、全ての一般質問を終わらせていただきます。

以上です。ありがとうございます。

○議長（若園五朗君） 5番 森治久君の質問を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩します。

午後1時30分から再開します。

休憩 午後0時11分

再開 午後1時30分

○議長（若園五朗君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

1番 堀武君の発言を許します。

堀武君。

○1番（堀 武君） みずほ会、堀武。

通告に従い、一般質問をいたします。

部長職務について、瑞穂市市道編入基準（平成17年度作成）について、都市下水道整備事業の以上の3点について、質問席にて質問をさせていただきます。よろしく申し上げます。

では、部長職務について質問をいたします。

部長職は過去、現在を含め、都市整備部の全ての行為に責任を持ち、誠意ある対応をする義務があると考えております。

特に過去の件に関しては、自分の職務以前のことも、その辺の考え方を相対的に考えてお答え願いたいと思っております。

○議長（若園五朗君） 弘岡都市整備部長。

○都市整備部長（弘岡 敏君） 議員の言われるように、そのように私も理解しているつもりで
ございます。

〔1 番議員挙手〕

○議長（若園五朗君） 堀武君。

○1 番（堀 武君） 部長のそのような前向きな御返事をいただいたので、これから質問する
ことに関して、重要な用件が出てきておるのでよろしくをお願いします。

では、瑞穂市市道編入基準（平成17年度作成）についてを質問いたします。

私がなぜこのような質問をするかという件に関しては、これはある新聞の6月8日の記事な
んですけれども、市会の最大会派の新生クラブによると、堀市長の不当な指示があったとされ
るのは、7月2日に庁内で市長や担当の都市整備部長らの協議が持たれ、次男の会社の申請を
受理する方向に変えられたとされる。さらに、ことし2月には、行きどまりの道路も市道に認
定できるという新たな基準が形成されたとあります。

そして、6月5日の本会議において、継続審議となっていた議案第31号市道路線の認定及び
廃止は可決されましたが、百条委員会は現存しています。

私は百条委員会の委員ではありませんから、多くの行政の対応に疑問があるために質問をし
たいと思っております。

もう1つの理由は、特に百条委員会では審議されないようですが、百条委員会の委員長が再
三にわたり委員より中立的議会運営を求められたにもかかわらず、中立という立場での運営を
明言されなかったので質問をすることにしました。

初めに、私は市長の味方でも敵でもありません。あくまでも事実を市民の方にお知らせする
ことが議員の使命であると考えていますので、百条委員会に影響がある内容かもしれませんが、
あえて明確にして質問をしたいと思っております。

では、具体的に質問をさせていただきます。

合併前の穂積町、巢南町における道路認定の取り扱いについて、合併前の違いについて質問
をします。お答え願いたいと思っております。

○議長（若園五朗君） 弘岡都市整備部長。

○都市整備部長（弘岡 敏君） 旧の穂積町は全域が都市計画区域であり、開発区域内道路は都
市計画法で対応していたものと思われま。また、穂積町建築物等の適正化に関する指導要綱
に町道整備計画路線図が記載されており、その図の中に背割り水路の計画ラインが設けられて
おります。穂積町での市街化区域内での1,000平方メートル未満の宅地開発において、幅員5
メートルで背割り後退があれば寄附を受けていたようです。

旧の巢南町では、都市計画区域と都市計画区域外があることから、幹線町道整備計画路線網

図等が全戸配付され、また市全域の巢南町開発事業の適正化に関する指導要綱が作成されており、幅員6メートルなどの基準が岐阜県宅地開発指導要領に基づいていると記載されております。以上です。

[1 番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 堀武君。

○1 番（堀 武君） 部長の今の答弁のように、巢南町では幅員6メートルと県の宅地開発指導要綱に基づくと。このことがすごく重要なことだと思っております。

では、合併後における市道認定の取り扱いから、瑞穂市市道編入基準（17年度）が作成された経過はどうであるのか。

また、瑞穂市市道編入基準には、平成17年度作成とあるものと、平成17年度作成がないものがあるが、本当に17年度に作成されたものであるか甚だ疑問を感じてならないのですが、その辺のことをはっきりと答弁願いたいと思っております。

○議長（若園五朗君） 弘岡都市整備部長。

○都市整備部長（弘岡 敏君） 瑞穂市市道編入基準の作成の経緯は正確に把握できていませんが、合併協議会では、合併前までに市道認定基準を策定するとの調整方針として記載されており、事務方に委任されたと推測されます。

その後事務を進める上で、担当者でばらばらの対策ではいけないということで、平成17年ころに基準ができたと思われまます。

表記の瑞穂市市道編入基準のあるものかないものの違いは、内容は同一のものであり、パソコン履歴から平成17年度に作成されたものと思われまますが、平成17年度と表記したのは平成25年7月以降と思われまます。

[1 番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 堀武君。

○1 番（堀 武君） ここですごく重要になってくるのは、平成25年7月ごろと思われるという、なぜ25年7月ごろになってから17年と表記する必要があったのかということが非常に重要なことになってくるわけです。その辺のことはどのように理解しているのか、御答弁願います。

○議長（若園五朗君） 弘岡都市整備部長。

○都市整備部長（弘岡 敏君） 今申しましたように、担当のほうの引き継ぎのときのパソコンの履歴から、17年度に作成された。そこに残っている経緯からよかれと思って作成したものということでありまます。

[1 番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 堀武君。

○1番(堀 武君) いずれにしてもそのような答弁しか出てこないだろうと思うんですけど、これは非常に重要なこととなります。というのは、過去の平成17年から平成21年の認可をおろした件に関して、時間的な経過というのが非常に重要なことになってくると思っております。

次の質問に移ります。

次に、この瑞穂市市道編入基準は管理職を含めた市長までの決裁がされた基準であるのかどうか。また、この基準には市民や開発業者に公表できるものがあるのかどうか。都市整備部ではほとんどの職員がこの基準の取り扱いについて理解していたのかどうか、明らかにしてもらいたい。

問題の不許可の件については、その経過を問うために市長の親族会社の代表に面会を求めたのは私が初めてで、市議員、行政当局は一人もいませんとの発言がありました。

そして、いろいろな資料と私の質問事項に文書で回答をしてもらっております。代表者は不許可について、20年度には寄附採納を受けた市道認定を認めてもらっていた。同じ条件ではないからと再考するよう求めたが、理解されず不許可のままなので、市長に統一するよう求めたとされました。

どういふことなのか真相を明らかにする義務が都市整備部長にあると思っております。明らかにしていただきたい。そのようなことで、この質問事項に答えていただきたいと思っております。

○議長(若園五朗君) 弘岡都市整備部長。

○都市整備部長(弘岡 敏君) まず、1つ目の瑞穂市市道編入基準は決裁されてはおりません。ただし、事務を進める上での事務の運用基準として使用しておりました。

そして、2つ目の公表できるものであったかというのは、この基準は公表できるものでございます。ただし、開発業者等のやりとりは口頭のみで行っており、書面等としては渡しておりません。

それから、都市管理課の職員、それから私どものほうの部の職員が知っていたかということも、都市管理課の担当、それから都市開発課の建築確認等の担当職員は理解しておりましたが、全ての私どもの部の職員が全て理解していたかということは聞いておりませんが、理解していないと思っております。

あと、先ほど面談されたということなんですが、そこに関しては私どもの担当のほうとのやりとりのことはちょっと確認しておりませんので、済みません。ただ、担当者に任せており、上司と部下の報告、それから相談不足が原因であるとは感じております。今後は部下の管理・監督に十分配慮し、意思疎通の図れる職場をつくっていきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

[1番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 堀武君。

○1番（堀 武君） 今の部長の答弁は、非常に疑問点が出てきております。決裁されていない基準が公表できると部長は言われたんですけども、公表してもいいと言いながら、実質的にはこの親族の企業の代表も内規の存在さえも知らないと言っていました。このようにこの基準を当てはめるに対して、やはり業者なりに内規的なものを説明する必要があるのかどうか。

しかし、基準が掲載されていないから公表もできない、何か矛盾をしておるような気がしますけれども、その辺のことは矛盾していないと感じているのか、これにはどのように部長としては思われておるのか、ちょっと答弁願います。

○議長（若園五朗君） 弘岡都市整備部長。

○都市整備部長（弘岡 敏君） 先ほども申したとおり、業者が見えたときにはいろいろの条件とかを言われると思います。その中で、口頭のみでの説明で、それに頼ったその書面をコピーくださいとなったときには、お渡しすると思っております。その中での内容のやりとりはやると思いますので、御理解願います。

〔1番議員挙手〕

○議長（若園五朗君） 堀武君。

○1番（堀 武君） そのように、やはり業者にはなぜこういうふうなのか書面をもって出せるような公的な文書を作成するのは当然なことで、それを内規のままでやっていたということに非常に問題点があります。

じゃあ、次の質問に移ります。

今回、市道認定では事務上の不手際が幾つも重なり合っていると考えます。本当にどうであったのか、総括する立場の都市整備部長に説明責任があると考えております。

では質問します。

平成17年度市道編入基準にある通り抜け道路であることとは、公道から公道への通り抜け道路という解釈でいいのか、また袋路状道路とは一端が公道に接した行きどまり道路であるのか、県の開発基準に準拠しているならば、その平成17年度作成の市道編入基準の解釈はどのように解釈をしていけばいいのか、その整合性を含めて部長の答弁をお願いしたいと思っております。

○議長（若園五朗君） 弘岡都市整備部長。

○都市整備部長（弘岡 敏君） 17年度作成では、通り抜け道路とは議員が言われたとおり、公道から公道をつなぐ道路であり、袋路状道路とは通り抜けできない道路です。

それから、県の開発基準では、開発区域の境界まで達しておれば幅員6メートル以上で、かつ道路延長が55メートル以下であれば、転回広場を設けなくても開発区域内道路となります。

〔1番議員挙手〕

○議長（若園五朗君） 堀武君。

○1番（堀 武君） 今の部長の答弁にありますように、通り抜け道路と袋路状道路の解釈が少し違っております。なぜなら、過去の市道認定した7件は全て公道から公道には接していません。6件は17年度作成の内規に基づいて市道認定をされたと、たしか言われております。6メートル幅で筆界まで達していたから認定したのではありませんか。そのようにたしか産業建設委員会で御答弁されていたような気がするんですけども、ちょっと部長にその辺の回答をお願いしたいと思っております。

○議長（若園五朗君） 弘岡都市整備部長。

○都市整備部長（弘岡 敏君） 担当課長が申しておったことでよろしいですか。

○1番（堀 武君） はい、結構です。

○都市整備部長（弘岡 敏君） その詳細でどういうことまで言ったというのは、ちょっと今、言った内容のことまでははっきりとは言えませんが、県の開発要領のことを言ったと思います。都市計画法上の開発基準とか、そういうことを言ったと思います。内容はどのようなことを言ったということは、ちょっと済みません。

〔1番議員挙手〕

○議長（若園五朗君） 堀武君。

○1番（堀 武君） なぜかといいますと、この中で、平成17年度から堀市長の親族企業である21年3月31日の田之上字宮田29の14の6メートル、47.1に関する写真等を見ますと、これは公道から公道に接している道路で、寄附採納の対象という形ではなく、公道から筆界まで達している案件です。それを過去においてはたしかそのように言われたと思っております。その辺のことで間違いがあればあれですけど、私自身は間違いはないと思っておるものですから、次の質問に移ります。

では、具体的な基準内容を聞きます。

では、今回の問題9-1265号線は瑞穂市市道編入基準（平成17年度作成）のどの部分に満たないので不許可にしたのですか。事前協議では内定を得ていると言われております。私はこの9-1265号線は県の開発基準に準拠していると考えていますが、県の開発基準に準拠しているのかどうか、部長はどう思いますか。御答弁願います。

○議長（若園五朗君） 弘岡都市整備部長。

○都市整備部長（弘岡 敏君） 瑞穂市市道編入基準第2条第3号の通り抜けであること。袋路状道路については、原則、市は管理しない。ただし、開発基準を満たす転回広場を設けることについてはこの限りでないの条項で判断したものと思います。

それからもう1点の、どう思うかということで、この場所を開発許可基準の道路基準に当てはめたときは、議員の御指摘のとおり、県の開発基準に準拠しているものと思います。

〔1番議員挙手〕

○議長（若園五朗君） 堀武君。

○1番（堀 武君） いいですか。9-1265号線は県の基準に準じていると。しかし、過去の件に関しては、内規に基づいてこれを全部処理してきたと言っておると同時に、じゃあこれに対して内規がもし違った解釈で来たならば、これはもう矛盾点ばかりになると思います。だから、そのようなことでないはずです。言われていたのは、要するにこれに関しては内規に基づいて、そして今言うように袋路というのは、これは私自身が専門の方に聞いたら、旗ざお状態を袋路と言ひ、筆界に達しているものに対しては袋路とは言わないと解釈をしているというようなお話を聞いております。

ですから、県の開発基準に準拠しているということは非常に重要なことなんです。だから、それと整合性を持ってやったということを認めないと、上位法である県の指導と違ったことをすること自体がおかしいと私は思っております。

そのようなことで、次の質問に移ります。

そのような決裁も受けしないで、公表もしていない平成17年度作成と推測されるような市道編入基準を優先し市道認定をするのか、県の開発基準に準拠したものを市道に認定するのか、担当部長としての考えをお聞かせ願いたいと思っております。

○議長（若園五朗君） 弘岡都市整備部長。

○都市整備部長（弘岡 敏君） 道路認定は道路法上の市道とするための行為であり、市の意思を反映させる基準で行うべきものと考えております。

現在は、2月7日告示の要綱もありますが、上位法である都市計画法、岐阜県宅地開発指導要領に準拠しているものは市道認定すべきものと思っております。

〔1番議員挙手〕

○議長（若園五朗君） 堀武君。

○1番（堀 武君） そのような形で、今回もというか前の産業建設委員会で否定はされたけど、本会議場で通った件に関しては、私は内規に基づいてしたけれども、前の件と整合性がないために、その整合性を求めれば、当然誤った判断だったということで、本会議場で通ったというように理解しております。

では次には、市道認定に関して前市長である松野市長のコメントがあると聞いたが、どの案件でどのように対処されたか御答弁願います。

○議長（若園五朗君） 弘岡都市整備部長。

○都市整備部長（弘岡 敏君） 産建の委員会でもその部分のところは提出しておりますが、平成16年度の田之上地内の寄附採納の案件で、松野市長の寄附道路の先はどうなっているのかのコメントに、当時の福富課長より県の開発基準に準拠しておりやむを得ないという回答コメントをされ、袋路状道路でしたが決裁され、寄附採納しております。

[1 番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 堀武君。

○1 番（堀 武君） いいですか。福富課長のときに、これは恐らく17年度の状況の写真を見ますと、筆界まで達している道路です。それを許可して、恐らく推測ですけど、その後17年度基準というのをつくられたような気がしますけれども、ならばこれは全部当てはまる案件です。案件を当てはめながら一番最後のときに当てはまらなかったということは、確実なる行政側のミスであると思っております。袋路状道路とは道路が筆界まで達していなくても開発内の道路が宅地等で行きどまり状態の道路のことで、筆界まで道路が達していれば袋路状道路と言わないと解釈するのは間違っておりますか。その辺のことを部長はどう考えているのか、御答弁願います。

○議長（若園五朗君） 弘岡都市整備部長。

○都市整備部長（弘岡 敏君） 都市計画法施行規則の24条のところにもありますように、袋路状ではない道路は55メートル以下の場合には袋路状ではないと理解しております。

[1 番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 堀武君。

○1 番（堀 武君） 今回の部長の答弁のように、これをお聞きになれば、行政側の担当者以外でも御理解されたことと思えますね。

では、次の質問に移ります。

私は今の松野前市長のコメント、現在の堀市長の考えのとおり、市道編入基準とは県の開発基準に準拠した基準を設けるものであると考えていますが、平成17年度作成の瑞穂市市道編入基準にある旧穂積における背割り水路における認定、5メートルという件は、県の基準に準拠していないものですが、むしろこれのほうが問題があると考えておりますが、これは別の問題になりますから話を戻しまして、この平成17年度の瑞穂市市道編入基準にある背割り水路以外は、県の開発基準に準拠していると理解していますけどいかがか御答弁願います。

○議長（若園五朗君） 弘岡都市整備部長。

○都市整備部長（弘岡 敏君） 議員のおっしゃるとおりだと思います。

[1 番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 堀武君。

○1 番（堀 武君） じゃあ、次の質問に移ります。

袋路状道路とは、開発する造成区域内を突き抜けて筆界まで達していれば袋路と言わないということは、市道として編入できる基準になるのですが、どうして今回の十七条地内の件は、今の答弁では確認できるように、協議段階で市道として基準に満たないと判断した。通り抜けでないという理由ならば、事務上の取り扱い上、担当職員、課長、部長が理解していなかった

ということにもなります。今回は市長の親族企業に対して利便を働いたという利益供与ということで百条委員会が設置されたが、百条委員会は早急に結論を出すべきであり、百条委員会が利益供与以外の事務の取り扱いの責任として責めることは本来の百条委員会の設置理由とは違い関係のないことであると考えております。

私は今までの答弁から、市長の利益供与があったとは思えない、考えられない。市長として曖昧な基準を改めること自体は市長の責務であると考えております。今回の担当者の解釈が以前と異なったことによる判断ミスであると思っておりますけれども、その辺について回答をお願いします。

○議長（若園五朗君） 弘岡都市整備部長。

○都市整備部長（弘岡 敏君） その当時、平成17年度市道編入基準により判断したものでございます。議員の御指摘のとおりでございますが、まことに申しわけございませんでした。

それから、開発許可、市道認定の事務につきましては、実務者間で基準や内規を正確かつ確実に引き継がれるべきであるが、人事異動等により確実に引き継ぎがなされていなかったことが原因と考えます。今後は事務のチェック体制を充実させ、職員間の意思疎通も十分図っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

〔1番議員挙手〕

○議長（若園五朗君） 堀武君。

○1番（堀 武君） では、3月議会において、総括質疑で配付された決裁の写しは正式に情報公開された文書ですか。情報公開の必要のある文書でないのか、答えていただきたい。

まさに、このような文書がいとも簡単にどのような経路を経て、当時の産業建設委員長に渡ったのか、まさに疑問の湧くところであります。これは別に産業建設委員長を迫及しているわけではありません。なぜこのような文書が簡単に情報公開なしに出て、それが今言うように産業建設委員長というトップのところに渡った、このこと自体が非常に問題があります。

そのようなことを含めた行政の文書管理は大丈夫なのですか、この2つの点についてお答え願います。

○議長（若園五朗君） 弘岡都市整備部長。

○都市整備部長（弘岡 敏君） 情報公開された文書ではありません。

公文書情報公開の手続を経て、公開されるべき文書とは考えております。

〔1番議員挙手〕

○議長（若園五朗君） 堀武君。

○1番（堀 武君） ちょっと答弁になかった点について、行政の文書管理は部長としては、今後どのように。大丈夫ですか。その辺をお答え願います。

○議長（若園五朗君） 弘岡都市整備部長。

○都市整備部長（弘岡 敏君） 文書管理は書類等々での保管場所とか、そういうのは決まっておりますので、保管はしていくと思います。

〔1 番議員挙手〕

○議長（若園五朗君） 堀武君。

○1 番（堀 武君） これを文書等もそうでしょう、過去にも何か投書があったときに、そのような決裁がおりていないような文書があったように聞いております。

行政のほうも、公文書に関してはもっとしっかりした管理と、職員のモラルの問題をしっかりといただかなければ、市民に対しての行政サービスなんかはできません。その辺のことをしっかりしていただきたい。それは今言うように全ての職員です。

では、次に移ります。

今回申請者である市長の親族会社の情報保護はどうなっているのか。会社の不利益や信用回復などの損害があるとは考えられんか。私はこのことに関しては、非常に社会的なダメージを受けたと思っております。どのように考えるのか御答弁願います。

○議長（若園五朗君） 弘岡都市整備部長。

○都市整備部長（弘岡 敏君） 現在寄附採納は受けており、その面での不利益はないと思いますが、要綱作成まで等々で事務の不手際、期間が要したこと等では申しわけないと思っております。

会社の不利益、信用回復などにつきましては、ちょっと把握しておりません。

〔1 番議員挙手〕

○議長（若園五朗君） 堀武君。

○1 番（堀 武君） 後で書類をいただいて、ここで出せるような時間があれば皆さんにお示ししたいと思っております。

では、7月2日に、市長から曖昧な市道編入基準でなく、しっかりとした要綱を作成するよう指示があったのは、この基準からしてごく普通のことであるが、どうして作成するまでにことしの2月7日までこんな期間が要したのか。

議会配付された議案にも、要綱作成前ではありますが、寄附採納を受けるように進めてよろしいかとありますが、そもそも寄附採納を認めなかったことが問題であり、いいですか。瑞穂市市道編入に基づく編入を認めるのであれば、要綱作成以前でも原状回復から認めるのは当たり前のこと。それが今言うように、市長の親族会社に対する利益供与があるというような解釈をされることが間違っておると思えます。

なぜならば、これに関して言えば、これは担当者がつくっているんですけど、自分の瑕疵を認めなくて、後からあたかも申請書類が間違っていたんだと、申請書類なんてないというんですから。そうでしょう、口頭で全部やっているんだから。だから、これに関していえば、この

文書自体が間違っているわけ。だから、言えば市長が言うように市道編入基準をつくることと、親族会社のこの物件を認めることは完全に違います。

ですから、今言うようなこんな余分なことを書くのでなくして、編入基準は編入基準でやると。市長の親族の物件は間違っていました、ごめんなさいと、早目に措置しますというような対処をすればいいのに、これを見ると全部判こを押してきておるの。担当、課長補佐、課長、調整監、部長、副市长、市長まで全部押してきておる。こんなものよくよく読めば、そうでしょう。だからだめなんですよ、これ。こんなもんはかがみのほうだから読むべきで、中の内容に関して云々というやつを僕は情報公開でとってありますけれども、判こがみんな押してあるけれども、それは中を見なかったというわけで、そんなものは読まないから、こんな重要なことを。そのようなことで、今言うような問題点が多分にある。それは行政側の問題。

じゃあ、次の質問に移ります。

6月5日、産業建設委員会の委員長報告の今回の市道認定についての事務は、平成17年度作成瑞穂市市道認定基準が行政の物差しのようになってしまったことが今回の原因であるが、この2月7日に公布した要綱も他市の例も見ると不十分であるので、今後見直すと答弁があったが、誰がこのような答弁をして、具体的に何が不足であったのか、その辺の答弁をよろしく願います。

○議長（若園五朗君） 奥田副市长。

○副市长（奥田尚道君） 堀武議員の御質問にお答えさせていただきます。

その前に、今回の市道寄附採納の件につきましては、先ほど都市整備部長の答弁にも謝罪の弁がありましたんですが、私からも、事務執行につき職員を統括的に管理・監督する立場として、その内容が十分でなかったことは反省しております。議会、市民の皆さんに不要な御心配、御迷惑をおかけしましたことについて、心よりおわびを申し上げたいと思います。

それで、今御質問の件でございますけれども、2月7日に告示した瑞穂市民有地道路の寄附に係る取り扱い要綱の一部修正も必要と考えていると発言をしましたのは私でございます。

そこで、経緯並びに意図を述べさせていただきますと、本来この要綱とか内規というのは行政指導の下敷きになるわけでございますね。今回の事案を考える上で重要なポイントになりますことから、ちょっとお話をさせていただきますと、基準、要綱の法的な位置づけは法的な拘束力は有していないわけなんです。ただ、行政が日常的に行政運営をする中で、行政指導を行うことが多々あるわけでございますが、その行政指導をするときに、その趣旨、目的を明確にする観点や透明性の観点から、統一的な見解及び指導ができるよう定められるものでございます。現実的にそういったことでありますので、行政手続法並びに市もつくっています行政手続条例の中で位置づけをしまして、何々要綱、何々指導要領といった形で策定をされまして、公に示されているのが一般的でございます。

そして、今回のように不特定多数を対象として、典型的に繰り返されるような行政指導の場合は、あらかじめ事案に応じて共通する項目、内容となるべき事項を定めて公表しなければならないとされております。そういった観点からいいますと、合併以後の事務がこの部分で十分でなかったというような反省をしておるところでございます。

こうしたことを踏まえまして、今回市長が窓口での行政指導のばらつき、あるいは見解の相違を正しまして、それを一つにするために根拠規定が曖昧な瑞穂市市道編入基準を要綱化しまして告示行為により公表し、透明性、明確化を図ったことは、行政事務として本来あるべき姿に是正したものと解釈しておるところでございます。ちなみに要綱は市の例規集にも掲載されますし、ホームページでも公開されるものでございます。

ただ、今回制定した要綱ですが、先ほど議員もおっしゃられましたように、7月の決裁時点では瑞穂市道路認定要綱（案）というのがつけてあったんです。それを私も見まして、誤字、脱字等ありましたのでチェックしまして、最終的には例規担当の総務でチェックしてもらえという附箋をつけて回したんですね。その後12月に起案された時点では、瑞穂市民有地道路の寄附に係る取扱要綱に置きかわっておりました。そのプロセスは多分、先ほど都市整備部長も答えていましたとおり、複数部署でチェックをしまして、より内容に即した要綱に変えていったんだということだと思いますが、ただ見ていただくとわかりますように、この今新しくできました要綱の6条を見てもみると、ちょっと読ませていただきます。6条の第1項はこの告示は民有地道路が都市計画法（昭和43年法律第100号）に規定する開発行為等で同法の許可を受ける必要がある道路である場合には、適用しないと書いてあるんですね。これを読むと何のことかわからんですね。

実際、これはどういうことかといえますと、管理引き継ぎの道路は、これには該当しませんよと言っておるんですね。だけれども、市道の中には管理引き継ぎ道路とか寄附採納の道路なんかがあるわけですが、そこら辺が公表された場合に、一般の人にわかるのかなあという思いがしましたので、そういったことを述べたということと、さらに第6条の2項で、前項に掲げるもののほか、寄附によることが困難であると市長が特に認める場合は寄附を受けないものとするところがあるんですが、一体全体どういう状況を想定したのか。これは多分、推測するに、行政指導をしたにもかかわらず行政指導に沿わなかった場合は、寄附採納を受けない場合があるよという意味だとは思いますが、先ほど申しましたように、法的拘束力はない要綱で、果たしてこういった表現が妥当かどうかということは法的な議論をしなければいけないということがあります。

そういうことを鑑みまして、ここら辺が十分でないなと思ったということと、さらに、先ほど来お話が出ていますように、上位法は都市計画法で、その都市計画法に基づきまして、最終的には岐阜県の宅地開発指導要領に来るわけですが、その表現が全然ないもので、そ

れがこの宅地開発指導要領を準用しますよという言葉をごまかに入れておけば、この要綱がさらに手引きになるという解釈もしましたので、そういった発言をしたものでございます。以上です。

[1 番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 堀武君。

○1 番（堀 武君） 大体説明を聞きましたけど、やはり行政側のミスというのがはっきりしました。もちろん、事務方の責任をもって、内容も精査せずに決裁した市長、副市長、担当部長以下関係者それぞれの責任に応じた処分が必要になってくると考えております。

また、3月議会の総括質疑で配付された決裁の写しがどんな経緯で議員の手に渡ったのか、違法な手段で渡ったと考えられる文書が公の議会で配付されたこと自体が本当によかったのか、百条委員会を設置すべき事項であったのか、今も私の聞いた質問の内容から、とても利益供与とは判断できません。

そもそも最初に寄附採納を認めず、市道認定をしなかった行政側のミスを認めず、あたかも平然と7月12日付で市道変更案を提出され、その道路が開発基準を満たしているものとみなし、要綱作成前ではありますが、寄附採納を受け付けるよう進めてもよろしいかとありますが、そもそも瑞穂市市道編入基準を満たしている市長の親族企業の寄附採納を受け付けなかったことが重大な問題で、それを認めるのは当たり前のことです。要綱作成前ではありますが、寄附採納を受け付けることと要綱作成は一切関係がないと私は思っております。

3月議会において、百条委員会の設置の提案の責任者や百条委員会の委員も、9月までとは言わず、9月までと報道されていましたが、早急に結論を出して市民に明確にしてもらうことが必要であると思っております。

私の知り得た範疇では、市長の親族に対する利益供与の疑いはないと言わざるを得ません。

そして、ここに、市長の親族の方に10項目ばかりお願いをして取り寄せた一部ですけれども、1. 申請提出書類は平成25年8月1日、普通河川等工作物新築許可証、平成25年12月24日、寄附採納願、平成25年5月29日、メールにて事前協議用の区画割予定図を測量事務所より送付しています。2. 事前打ち合わせ、土地の売買に伴い平成24年6月ごろより道路買収分譲道路、農地転用等の調査を仲介業者が行っておりました。平成25年1月15日、農地転用許可申請を瑞穂市農業委員会に提出しております。その図面には道路寄附予定と買収予定を明記して提出しております。仲介業者が平成24年八、九月ごろに市と協議し、道路は袋路状でも基準の道路であればよいと確認済み。弊社は平成25年5月20日に測量事務所長と都市開発管理課へ行き、道路の基準等について打ち合わせしました。そのときに道路寄附採納とするときの瑞穂市基準規約がないと確認したところ、そのようなものはつくっていないと言われ、県の開発許可基準の紙2枚をもらい、この基準に合うようにと教えてもらいました。そのときに市の基準、規約な

どは、他の市町村では作成してあって、業者等に渡せるものがあるから、瑞穂市も作成してほしいとお願いしたということです。

ですから、これに関しては、市長に行く前に、担当にこの20年に認定を受けている道路とかそれ前にあったことに関していろいろお話をして理解を得てもらうように話をしたけれども、それがかなえられなかったからこそ、市長にはこのような担当者によって違うというか、前と後が認可をしていながらしていないようなことが起こってはだめだからつくってほしいと要求をただけで、それに関して、親族の代表者が言われるのは、私のほうから間違っておことに横やりを入れて通してくれと言ったようなことはありませんと。そのようなことが書いてあります。

ですから、これに関しても、私が行ってお話を聞いたときには、議会のほうの議員の方も誰一人として、私のほうにその真相はどうなんだと、一方的ではなくて、そのような問い合わせはなく、行政の人から電話は来ました、行政は来ていない、新聞社の人には来ましたと。でも、新聞社の方は私の言っていることを全然紙面上では載せていただけなかったからすごく残念だとおっしゃっております。そして、ここにこれだけ資料をいただきました。開発からいろんなことに関して、ですからこういうものもやはり一方的でなくて、行政でそういうことならば、聞いてするべきですよ。寄附採納の云々とか、農地の転用のあるところで、図面だけで話をしたとか、申請書類なんかなかったとか、だからそのような形で、最終的に言えば、再度言いますけれども、いいですか。

7月19日に道路計画変更案を提出され、その道路が開発基準を満たしているものとみなし、要綱作成前ではありますが、寄附採納を受け付けるように進めてもよいですかということは、自分たちの間違いをここでは認めていない。そうでしょう、認めていないからこそ、市長がここで言ってやったことが、親族に対する利益供与やないかと疑われるようなことになった。これは話を聞けば、全然違うわけや。

だから、これに関しても、それは市長も判こを押して責任あるんですよ、この文書でも。違いますか。全部判こを押して、この内容を見ていないんですから。だからこれと同じように、前のいろいろな件でもそうですけれど、判こを簡単に押しているの。だからその辺が非常に問題。

ですから、言うようにその辺のことで、これは情報公開でもらってきたものですけど、宅地開発道路について標記について別紙のように寄附の基準にとっては意見をつけてもよろしいかというやつをもらってきたんです。けど、中を見ないとわからない。中にうたってあるのは、今言うような形で、道路Aについて通り抜け道路じゃないことを鑑みて、市が管理を引き継ぐ基準にはない道路と思われると、Bにはあると。ここまで見てないから、引き継ぎのときに、担当者、課長、課長補佐に、ここでも引き継ぎは恐らくされていないと思う。つくりました、

いいですかとってみんなざあっと判こを押している。だからそういう体制で来た。この方は2年ぐらいで、その上の上司と云々とコミュニケーションがとれているのかとれていないのかよくわからんですけども、やはりその辺のことがしっかりしていないとあかんと思っております。

そのようなことで、この件に関しては終わります。何かありますか。いいですね。

では、今言うように、この件に関しては質問を終わらせていただきます。

最後に市長に、皆さん都市計画における都市下水の件について質問をしておりますから、内容的なことは聞きません。だから8年間の集大成が、今言うように、市長のマニフェストからいえば下水です。下水以外に辛口のことを言えば、市長がいろいろ言うておりましたですけども、市長と同じぐらい能力のある方が、少し落ちるぐらいの方でも、行政さえしっかりしていればできたことだと思う。だから一番最後にできないのが、今言うように、人間の心の問題であり、土地に対する執着である。今言うように下水の件に関して、不退転の気持ちだけを市長にお願いします。

○議長（若園五朗君） 堀市長。

○市長（堀 孝正君） 議員御指摘の都市下水道の整備の関係におきまして、今後のことにつきまして、私のほうからお答えをさせていただきたいと思えます。

この都市下水道整備の質問でございますが、私どもの計画しておりますものの呼び方は、公共下水道といいますが、この公共下水道整備につきましては、私は選挙公約、いわゆるマニフェストにも最重要課題として掲げさせていただいております。旧巢南におきましては、きちっと財政のシミュレーションをしまして、どこからやるか、その書類上なども合併前に全部決めておったところでございますが、合併しまして、ところが、旧穂積のほうが計画されていないというところが、全部巢南のものがとまってしまいました。そこで新しく平成21年2月に、上下水道事業審議会によりまして、早期に汚水処理計画を策定し、市民の理解を得る方策をとることの内容の答申をいただきまして、それを踏まえまして平成22年3月に瑞穂市公共下水道全体計画を策定いたしまして、財政シミュレーションにより将来負担の軽減を図るために、議員の皆さんの御理解を得ながら下水道事業対策基金の増資をこれまで行ってまいりました。平成23年11月から24年9月にかけては、市民の方を対象に、公共下水道の必要性と計画について説明会を開催し、多くの貴重な御意見を伺いながら下水道事業への御理解を深めてまいりました。

議会の下水道推進特別委員会の中では、下水道事業の根幹的施設であります処理場用地の候補地の選定につきまして、処理方式の選定を初め、用地選定のための要素を御説明申し上げながら議会の同意を得まして、これは第三者機関の意見を聞いて、そして議会の御同意を得まして、平成23年12月に候補地の地元説明会で御説明、御理解を求めた次第でございます。

これは自治会長と区長にお願いしまして、説明会をさせていただきますということを平成23年12

月6日に地元へ行って来た。本来でございますと、いかに反対しようがどうであろうが、一度市の考えておることを、どこの自治会でも私は過去いろんな事業を進めるに当たりまして地元へ行きましたが、必ず説明会はさせていただきます。ところが、説明会をさせていただけない。開催について本当に御理解がいただけなかったというところでございます。そんな中におきまして、この状態でありましたので、今回、市から直接に御案内を申し上げまして、4月に地元説明会、5月には地権者説明会を開催し、御理解を得られるよう努めておるところでございます。

また、ちょうど処理場用地の一つの中にごございます犀川遊水地事業で、五六川改修事業は老朽化した起証田川下流にあります牛牧排水機の改築が、53年も経過しておりますので企画・計画されまして、そこに隣接する処理場候補地の計画に大きく影響することもあり、河川改修計画策定の早期着手の要望を国、県に行ってきました。その結果、計画の概要の説明を国、県から受けまして、私どもは現在、処理場候補地と犀川遊水地事業の説明をあわせて地元地権者に行っているところでございます。

今後は処理場用地選定に御理解が得られますよう、その選定にこれまでに係るプロセス、選定理由等情報公開を、さらに今後これまでのプロセスを情報公開して進めまして、地元の皆さんの市への不信感を払拭いたしますとともに、誠心誠意御説明を申し上げまして、地元の御意見を伺いながら進め、今年度中にはそのめどをつけたいと考えておりますので、何とぞ御理解をいただきますよう、よろしくお願いを申し上げまして答弁にかえさせていただきます。以上でございます。

○1番（堀 武君） ありがとうございます。

○議長（若園五朗君） 1番 堀武君の質問を終わります。

7番 広瀬武雄君の発言を許します。

広瀬武雄君。

○7番（広瀬武雄君） 議席番号7番 広瀬武雄でございます。

ただいまは議長の指名によりまして、通告に従いまして質問をさせていただきます。

お手元に配付済みの質問事項は、図書館関係について、そして一般社団法人ぎふ瑞穂スポーツガーデンについて、（仮称）瑞穂ショッピングセンター、その他遊技場の開発に関する問題について、それらの協定書締結について、最後に26年3月26日付定期監査報告書の提出を受けてと題しまして質問をさせていただきます。

以下、詳細につきましては、自席よりさせていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

それでは、第1番目の質問でございますが、図書館の関係につきまして、いろいろと資料を頂戴しております。

その中で、25年度の利用状況を見てみますと、来館者数は本館が15万5,798人、分館が7万

6,194名、合計23万1,992名と。また貸し出し冊数につきましては、本館が24万4,742点、分館が15万5,710点で、合計40万452点ということになっております。これらの実績から鑑みますと、すばらしい利用状況となっております、図書館の運営につきましては、その目的、並びにその使命を十分果たしているものと敬意を表するところでございます。

そこでお尋ねいたします。

26年度の図書館の運営方針がるる記載されております中の1点、郷土の歴史や文化を大切に
する図書館の件につきましては、非常に抽象的でございますので、後ほど具体的な御説明を願
いたいと思います。

また、重点施策の中におきましても複数述べられておりますが、地域の課題解決や調査・研
究の支援の項目も抽象的でございますので、具体的な御答弁をお願いしたい。

また、本年4月から始まりました図書館における新規事業、雑誌スポンサー事業の実績はど
のような実績として掌握されているか。

まずこの部分まで、一括で御答弁を願いたいと思います。

○議長（若園五朗君） 横山教育長。

○教育長（横山博信君） 瑞穂市の図書館の運営方針ということの中の幾つかについて、御質問
をいただきました。

瑞穂市図書館では、最初の郷土の歴史・文化を大切にする図書館という重点について、その
中身の具体を説明させていただきます。

平成24年には、企画展「治水250年の歩み 水と闘い、水を治めた瑞穂の歴史」、平成25年
は特別展「伊勢神宮の故郷 伊久良河宮跡」、企画展及び講演会「美濃派俳諧の隆盛と瑞穂
～道統山本友左坊と錦見古今庵」を生涯学習課主催で実施をいたしました。今年度も企画展
「瑞穂市の文化財探訪 ～別府細工・仏像・名号」を予定しております。

今述べてきましたように、企画展等で郷土の歴史を一つ一つ積み上げていきたい。それを市
民の皆様へ学習の場として提供したいと思っております。

また、郷土資料の収集も一つ一つテーマを設けて、その都度、できるだけ郷土資料の収集を
図っております。

また、今後も郷土資料等に関する市民の皆様からの情報提供や郷土資料の寄贈などもお願い
したいと思っております。また、まだまだ取り上げたい郷土の宝であるものは多々ございま
すので、そういったものを一年一年発掘するというか、資料等については岐大とか名古屋大学
の図書館にこういったものがあるということも含めて整理をしていきたいということが郷土の
歴史や文化を大切にする図書館という重点の一つでございます。

また、同じく地域の問題解決や調査・研究の支援ということも大事にしたいと考えておる
ところですが、これは、平成24年12月に公共図書館の設置及び運営上の望ましい基準の改正が告

示され、その中で、知識基盤社会において、図書館は地域の情報拠点等重要な役割を担うと明記されました。それにより、瑞穂市図書館も地域の課題解決や調査・研究の支援ができる図書館を目標とするという重点でございます。

具体的には、困ったとき、わからないときに、とりあえず図書館に行き、本を探す、地域の情報を調べることができるといった図書館でありたいと考えておりますし、図書館はあらゆる分野の本があり、賛成、反対、中立それぞれの意見の本があるわけですが、さらに市役所や学校など、いろいろな情報、地域の皆様からいただいた情報を収集し、どこに行ったら解決できるかなど、解決の糸口が見つかるような図書館にもしたいと思っております。地域の課題解決や調査・研究の支援は、これから今、目指そうとしているところでございまして、具体的には、その一步一步ということは、まだこれからということでございます。

また、3つ目の質問のスポンサー事業ですけれども、平成26年6月11日現在で、雑誌スポンサーの募集をしましたところ、3事業者様からスポンサーの申し込みがあり、雑誌4誌に広告を掲載しております。この雑誌スポンサー制度は、スポンサー様にとって身近な広告媒体、社会貢献の場、市民の皆様には地域を知る機会、図書館にとっては自主財源の確保であり、市内の事業者さんと市民の皆様をつなぐ役割を果たし、地域の活性化や課題解決の一助となると考えている事業で、始まったばかりでございます。以上です。

[7番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 広瀬武雄君。

○7番（広瀬武雄君） ありがとうございます。

御答弁の中の地域の歴史や文化を大切にする図書館につきまして、もう一言申し上げておきたいと思いますが、図書館でそういうことをおやりになることは決して否定するものではございませんが、スペース的とか、あるいは図書館というところで、そういう展示も含めまして歴史や文化を市民の皆さんにアピールするということは、私の考えからいきますと、ちょっと無理ではないかなあと。

したがって、よその市町にありますように、歴史民俗資料館なるものをおつくりいただきまして、そこに全てを集約すると。生津にはそういう名前のものがあったようでございますが、それは実質的には公民館での活用ということになっているようでございまして、そこに保管されておりましたものは、旧農協の建物を購入したところへ移動されたと同っておるところでございますし、昨今6月15日の岐阜新聞には、当旧穂積町の伝統ある柳行李の岐阜の達人という松野さんとおっしゃる方が報道されております。これは過去にも何回か報道された方でございますし、またそれから、祖父江地区で発祥いたしました「おさ」という伝統ある文化も現在いろいろ京都のほうからこちらへ参りまして、研修をやったりしております。これも発祥の地は瑞穂市旧穂積のものでございます。したがって、そういうものが受け継がれながら、

瑞穂市民に一カ所で見られる、あるいは理解できるというような展示方法。

もう少し言いますと、巢南地区においてはそういうものがたくさんあるわけでありましてありますが、和宮の件とか、あるいは別府につきましては別府観音、あるいは勝速神社等々いろいろな文化財的なものもたくさんございますので、そういうものをパネルで表現するとか、さまざまな方法が取り入れられる可能性は十分あると思いますので、高額な金をつぎ込むのではなく、簡単にできる空き家を利用して資料館にするとかいうようなことも一案ではないかと思うところでございますが、その辺のところも考え方を伺いたいと。

また、雑誌スポンサーの事業につきましては、この制度は確か若井議員が議会で御提案的な質疑をされてすぐ採用されたものではないかと考えておるところでございますが、大変いい制度でありますので、最近では商工会を通じまして各事業所に依頼文をいただいているそうでございますけれども、ぜひひとつ、さらに力を注いでいただいて、その成果を上げていただくことを御期待するところでございます。

そこで、今の資料館の問題について、教育長はどのようにお考えか、もう一言だけ簡単によりしくお願いいたします。

○議長（若園五朗君） 横山教育長。

○教育長（横山博信君） 私も図書館が大変狭くて、収蔵庫等もございませんので、大変難しい中で、図書館がよくやっていると思っております。私は教育長になってから、こういった過去の歴史とか資料が整理されていないと感じました。

そこで、公共の図書館の役割として、地域の資料を収集して、市民にそういう情報を提供するという大きな役割がございますところが、今までは本を貸す、本を見るという図書館であったところに少し多面的に図書館の活動の内容を膨らませたところでございます。

ただ、企画展をしたり、そういったものも学習館の2階のコーナーで資料展示をしたり、狭い研修室での講演というような形で進んでおりますので、そういった資料館等があれば理想でございますが、瑞穂市の規模で現在のところ考えているのは、今紹介していただいた柳行李とかおさといったものも含めて、幾つかの瑞穂市の宝を資料収集し、また一年一年そういう企画を整理することを現在は行っていく段階かなと思っております。そういったものが幾つか、10パッケージぐらいできた段階で、市民の皆様にも提供できるものが確保できるのではないかと、将来的には議員におっしゃっていただくような資料館があるといいと思っておりますが、現在のところは資料を収集すると、それから一年一年企画展を計画して実践をしていくというところで動いております。以上です。

〔7番議員挙手〕

○議長（若園五朗君） 広瀬武雄君。

○7番（広瀬武雄君） ありがとうございます。

将来的には資料館という考え方もやぶさかでないというお考え方かと思うところでございます。

後からも出ますが、私は17日に海津市へわざわざ行ってまいりましたら、海津市は非常に立派な資料館を保有しております。どうしてあんなに立派なものが建てられるのかという疑問点もありましたが、瑞穂市と同じように、あそこは水害に悩まされた輪中地区でございまして、そういう展示するものもたくさんあるのかなあと思いながらも、非常に立派な資料館に感心させられて帰ってきたところでございます。

ぜひとも、瑞穂市も水に悩まされた過去の歴史等々も含めまして、今申しましたようなことが達成できれば、まことにありがたいことかなと思うところでございます。

次に、それこそ提案的な質問をさせていただきたいと思います。

お手元の資料にも書いておきましたが、図書館における読書通帳の導入につきましては、新聞紙上で既ににぎわしておりますが、いろいろなところで既に導入がされております。

具体的には郡上市、飛騨市、可児市、海津市、美濃加茂市、多治見市、各務原市等々、先行的に導入しておるところでございしますが、特に海津市におきましては、機械で印字あるいは通帳の一部を銀行の協賛金で賄うというような対応をしておるようでございます。

これらにつきましても、先ほど申しました海津市へ行ってまいりましたのは、この件がありましたので、わざわざ私は海津市図書館に参りました。そして海津市図書館のカードをつくり、読書通帳というものがどういうものかということを見物を見てまいりました。そして自分の通帳をつくり、50冊ほど本を借りまして、どのように表記されるか経験してまいりました。新聞に書いてありますとおり、本の題名も全て出てまいりますし、本の価格も出てまいります。例えば50冊借りますと、合計で6万円ほどの金額が表示されるわけでございますが、これらはやはり買うならこれぐらいかかるのに、税金のおかげで自分はこの本が読めるのかというような認識を新たにさせる特徴もありますし、それから自分の読んだ本の履歴をうまく活用できる。また、読書意欲を高められるというような非常にさまざまなメリットを共有しているところでございまして、幾らぐらいかかるか聞いてみますと、これはATMとほぼ同じようなシステムでございしますが、機械そのものは185万、リース物件として対応しているそうでございますので、そんなに予算に影響するものでもなさそうだなと。もちろん新聞によりますと、500万ほどかかったと書いてありますが、そこを確認しますと、そこの中には人件費が入っているというような言い方でございましたので、正確な金額は正直言って定かでございませませんが、現在瑞穂市の本館、学習館の貸し出し、返却システムにこの機械をつなげば、わずかなお金でこの制度が導入できるものと信じて帰ってまいりました。

この件についてどのようにお考えか、教育長の見解を求めたいと思います。

○議長（若園五朗君） 横山教育長。

○教育長（横山博信君） 読書通帳については、今議員が紹介していただきましたように、岐阜県内では7市が導入していると聞いております。専用機械で印字される通帳は海津市だけで、あとは自分で手書きで記入していくものだと思います。インターネットで読書通帳と検索するとダウンロードして自分で通帳を作成することができるといったものもございます。

先ほど機械の値段とか費用について紹介をいただきましたが、海津市図書館では専用機械導入の費用の一部はある銀行に負担していただいたと聞いておりますし、また富山県の立山町の町立図書館では、その地域のライオンズクラブが寄附して設置をしたということも聞いております。

瑞穂市図書館では、専用機械による読書通帳は、安いと言われましたが大変高額な費用が必要になると思いますので、現在のところ導入の予定はありませんが、議員が今紹介していただきました手書きの対応ということの読書通帳といったことについて、市民の皆様の御要望により検討していくことも考えていきたいと思っております。

〔7番議員挙手〕

○議長（若園五朗君） 広瀬武雄君。

○7番（広瀬武雄君） ありがとうございます。

答弁の中で、費用の一部を銀行云々という話が出ましたが、この通帳1冊は、実は向こうの図書館長にも担当者にも会っていろいろお話ししてまいりましたが、経費は1冊300円、1,300冊をつくったそうでございますけれども、約40万。そのうちの10万を金融機関が、先ほどのスポンサー事業と同じように提供してくれたということでございまして、新聞によると全部金融機関が出したというような書き方をしておりますが、どうもそうではなさそうでございまして、その辺はそれぞれのやり方がありますので、費用が多額であれば、今おっしゃっていただいたようによそに寄附を求めてやっていくという方法もあろうかと思えます。現実には本館の図書館長にも会ってまいりましたが、ぜひ導入していただきたいという願望が非常に強いところでございまして、ぜひ教育委員会のほうで、前向きに御検討いただくことを再度お願いいたしましてこの質問は終わりとさせていただきます。

次に、一般社団法人ぎふ瑞穂スポーツガーデンジュニアスポーツスクールについて、御質問申し上げます。

これも新聞等に報道されましたが、すぐれた指導者と競技施設がそろって大学で選手を育成するジュニアスポーツスクールが朝日大で始動したと。同朝日大の体育会の協力を得まして大学内に設立されたものでございまして、一般社団法人ぎふ瑞穂スポーツガーデンが運営するというところでございます。

法人の設立は2012年、ぎふ清流国体の成功をヒントにいたしまして、県が大学に呼びかけ実現したものでございます。ここの理事長並びに事務局長とも面談してまいりましたが、学校単

位で行き届かない指導、あるいは競技環境を提供できるのがこのスクールの強みであり、特色であると。ぜひともひとつ地域の皆さんにも御協力をいただきたいということでございましたが、既に市長のほうにも御挨拶に来ていただいておりますのでございますし、教育委員会の生涯学習課長あるいは体育協会の会長、あるいはなかよしクラブの理事長等々がこの一般社団法人ぎふ瑞穂スポーツガーデンの理事をお務めいただいておりますということも聞き及んでまいりました。

そういう中におきまして、本市として学校、あるいはなかよしクラブみずほ、スポーツ少年団、体育協会等々含めまして、この法人に対してどのように協力していくのか、また協力を求めていく考え方かお聞かせいただきたいと思います。

○議長（若園五朗君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） ただいまの御質問にお答えします。

瑞穂市には2つの総合型地域スポーツクラブがあります。平成19年度にはなかよしクラブすなみ、現在はなかよしクラブみずほですが、「いつでも、どこでも、だれもが気軽にスポーツに親しめる環境づくり」を理念として立ち上がりました。そして、今議員がおっしゃったように、平成26年度にトップアスリート育成を目指す一般社団法人ぎふ瑞穂スポールガーデンが立ち上がりました。狙いの異なる2つの総合型地域スポーツクラブがあることになり、瑞穂市のスポーツ振興がさらに盛んになることを願っております。

「1学習・1スポーツ・1奉仕 生涯学習のまちみずほ」をキャッチフレーズにする瑞穂市内には、体育協会、スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ、中学校の部活動など多くのスポーツ団体があります。また、スポーツ推進委員などの関係者も多くおります。それぞれが特色ある活動を行い、瑞穂市のスポーツ振興が図られています。新設されたぎふ瑞穂スポーツガーデンは朝日大学の協力のもとに大学等の指導者などを活用したものであり、瑞穂市と朝日大学との包括協定を含めた中からの創設でもあります。このぎふ瑞穂スポーツガーデンはトップアスリートの育成を目的にしていますが、瑞穂市のそれぞれの各団体や関係者が特色を生かした活動を推進したり、ますます瑞穂市のスポーツ振興が発展していくことにもつながりを持っていますので、市としても今後とも支援を行っていきたいと思っております。

そのためには、各団体の活動を的確に把握しながら、各団体が連携、協力することにより効果が高まることとなりますので、連絡調整に努めてまいりたいと考えております。

子供から大人まで、市民がさまざまなスポーツに取り組める環境をつくり、1スポーツの達成を目指していくつもりであります。以上です。

〔7番議員挙手〕

○議長（若園五朗君） 広瀬武雄君。

○7番（広瀬武雄君） ありがとうございます。

考え方は十分理解できましたが、せっかく地元にできました、いわゆるトップアスリートを育成するガーデンでございますので、ぜひひとつ、優秀な人材を発掘いただきながら、将来のオリンピック選手が瑞穂市から誕生するような構図になるやもしれませんので、その辺のところを、先般質問いたしました体育振興基金なども場合によっては活用されまして、積極的な対応をお願いしておきたいと。せっかくでございますので、逆にこちらも向こうに要請して、いい指導者がいっぱいおりますので、こちらへ出向いていただいていると御指導願うというような方策も結構かと思っておりますのでございます。

もちろんこれは8種目しか指導者をそろえておりませんので、卓球、ボウリング、ラグビー、相撲、あるいはホッケー、自転車、フェンシング等々に限定されますが、その辺のところを含めて、今後の対応をよろしく願いいたしたいと思えます。

次に質問をさせていただきますのは、瑞穂市の名古屋紡績跡地に現在建築中の（仮称）瑞穂ショッピングセンターのほか、遊技場の開発に伴います主にコミプラの負担金収入及び使用料収入見込み等々について質問をさせていただきます。

当然のことながら、非常に集客力が多いわけございまして、カーマを中心にいたしまして、上新電機、あるいはマックスバリュ、あるいは遊技場等のお客様が使用される汚水量が別府のコミプラに受け入れするということになるかと思えますが、この辺のところの検討及び受け入れに対する余力、あるいは検討のプロセスなどをまずもってお伺いしたいと思えます。

○議長（若園五朗君） 鹿野環境水道部長。

○環境水道部長（鹿野政和君） 穂積駅周辺の別府地区につきましては、コミュニティ・プラントという汚水下水の整備がされております。エリアは96.4ヘクタールで名古屋紡績の跡地もその区域に入っております。

今回のカーマ等の開発に伴う汚水のコミュニティ・プラントへの流入につきましての検討は、この開発計画の事前協議の段階で行っております。

協議の内容といたしましては、開発事業者の業種ごとの汚水の水量、水質及び本管接続方法について協議をいたしております。

事業者側から提示のありました汚水量は全体で1日平均161立方メートル、1日最大にしますと230立方メートルが計画されており、また水質につきましては、生活系の水質であり、重金属、薬品等の流入はなく、処理可能な水質でございました。

現有施設の処理能力は、平成12年度に策定された処理施設の計画緒元の中で、過去10年間の人口動態から年度ごとの区域内将来人口を推定し、1日当たりの日最大汚水量を乗じまして算出し、1日最大3,293立方メートルとしております。

協議段階で平成23年度末の区域内人口を住民基本台帳人口から算出し、計画緒元との比較をした結果、1日最大汚水量にしますと954立方メートルの余裕がありまして、先ほど申し上げ

ました開発区域内からの流入が見込まれます1日最大汚水量230立方メートルは十分に受け入れ可能な水量と判断をさせていただきました。

汚水を流すための下水道管の接続方法につきましては、開発事業者が自費工事にて開発区域の道路にマンホールポンプを設置されれば、コミュニティ・プラントへ流すことが可能であるということ協議しております。

〔7番議員挙手〕

○議長（若園五朗君） 広瀬武雄君。

○7番（広瀬武雄君） 受け入れ可能であるという結論でございますが、なぜこのような質問をしたかと申しますと、御存じのとおり本巢市でモレラが一度パンクしたことがございますが、あれは大型合併浄化槽だったと認識しております。しかし、コミプラも合併浄化槽の大型版という考え方を捉えれば、大丈夫かなということが頭をよぎったがための質問でございました。今の説明によりますと十分だということでございますので安心いたしました。それらに伴います負担金収入、あるいは使用料収入、あるいは水道を使いますが水道料収入等々は当市にどのぐらい入ってくるのか、あるいは過去の3年間のコミプラの収入との推移でどのぐらいふえて、合計どのぐらいになるのかという試算があれば御答弁願いたいと思います。

○議長（若園五朗君） 鹿野環境水道部長。

○環境水道部長（鹿野政和君） 受益者分担金収入と使用料収入の見込みにつきましては、受益者分担金につきましては、建物の床面積に応じて賦課しております。今回の開発区域内の各店舗の床面積から算定しますと約1,312万2,000円となります。流入の水量は、先ほど申し上げましたように、各店舗平均で1日平均161立方メートルと計画されておりますので、これを年間にしますと5万8,765立方メートルが見込まれまして、そこから下水道使用料を算定いたしますと、年間では約921万円の下水道使用料が見込まれます。ちなみに、これは一般家庭に換算いたしますと211軒分ぐらいになると考えております。

それから、そこから発生する汚水量が全て上水道を使うということになっておりますので、水道料金はどうかといいますと、年間にしますと約540万円の使用料の増になると試算をしております。

それから、過去3年間との比較をしてどのぐらい上がるだろうという御質問でしたが、受益者分担金及び使用料の過去3年間の比較をしてみますと、受益者分担金では平成23年が399万円、平成24年度が432万7,000円、平成25年度は決算見込み額となりますが378万3,000円で、今年度の当初予算では405万円としておりますので、ここに新たに、先ほど申し上げました1,312万円が上乗せされるということで、約4.2倍になると考えております。

それから、下水道の使用料につきましては、平成23年度が3,426万2,000円、平成24年度が3,726万円、平成25年度がこれも決算見込み額となりますが3,805万1,000円でございます。今

年度の途中で店舗ごとに営業開始時期が異なることもありますが、今年度丸1年その下水道使用料が入ってくると仮定しますと、平成26年度当初予算は3,913万円を考えておりましたが、ここへ921万円上乗せされるということになりますので、通年の23%増というふうに考えております。

[7番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 広瀬武雄君。

○7番（広瀬武雄君） ありがとうございます。

ただいまの説明によりますと受益者負担金が1,312万2,000円、下水道使用料が921万2,000円、それから上水道が540万。一時的に受益者負担分1,300万は1年で済んでしましますが、下水道使用料と上水道を足しますと1,460万が、推測であります約1,500万が確実にこのショッピングセンターから、コミプラは特別会計ではございませんが、収入として増加するという見込みが立とうかと思うところであります。

したがって、負担金と両方含めますと、さらに1,300万、1年間だけふえますので、約2,800万ほど、1年間税込と申しますか使用料を含めた収入が増加することによってございまして、これも収益源の一部と、午前中の質問中でもいろいろありましたが、そのように認識できるので非常にありがたいショッピングセンター施設かなと思うところでございます。

あわせて、このショッピングセンターが完成いたしますと、建物に固定資産税等々がかかってくるわけですが、この税金の収入見込みはどの程度あるのか、また雇用関係は地元の雇用は何人ぐらい受け入れてくれると聞き及んでおられますか。この辺を含めて御答弁願いたいと思います。

○議長（若園五朗君） 広瀬市民部兼巢南庁舎管理部長。

○市民部兼巢南庁舎管理部長（広瀬充利君） ただいま広瀬武雄議員の（仮称）瑞穂ショッピングセンターの施設完成後の税込についての御質問にお答えいたします。

税込につきましては、新たに固定資産税などの増加が見られます。建物についての具体例をお示ししますと、今建築されておりますカーマ21、上新電機、マックスバリュ及びその他を合わせまして、おおむね2万9,000平米の建築面積と聞いておりますので、この建物の再建築費価格で、仮でございまして5万円と仮定いたしますと、おおむね2,000万円の税込が来年度から見込まれると考えております。

また、償却資産につきましては、1月1日の賦課期日に所有している者が納税義務者となりまして、1月31日までに申告されますが、現在の時点では申告を受けておりませんので、額は定かではありません。しかし、幾らかの税込が見込まれると考えております。

また雇用関係で、カーマのみで120人ぐらいの雇用がされるようございまして、そのうち8割ぐらいが瑞穂市民と聞いておりますので、その雇用形態は明らかではございませんが、市

民税の税収が見込まれると思っております。

さらに、法人市民税につきましては、決算期ごとに申告がなされますが、その決算の状況に応じた申告により税収が見込まれます。

また一方、市町村たばこ税につきましては、たばこの小売店としてカーマが登録され販売されると聞いておりますので、これも額は定かではありませんが、少なからず税収増につながると考えております。

以上をもちまして、答弁とさせていただきます。

○議長（若園五朗君） 渡辺調整監。

○調整監（渡辺勇人君） 私のほうから雇用者数についてお答えをします。

御質問のショッピングセンターのオープンによる新規雇用者数につきましては、開発事業者でありますカーマのほうへお聞きしました。現時点での予定ということで答弁をさせていただきます。

株式会社カーマにつきましては、先ほど市民部長から答弁がありましたように、120名の地元雇用を予定しているということです。職種としましては、レジ、商品の品出し、接客、店内清掃業務などを考えているとのことでした。また、オープンしましてその状況によりまして雇用の拡充も検討していくということでした。

続きまして、上新電機株式会社につきましては、販売の業務などで述べ25人程度の新規採用を予定しているそうです。なお、地元雇用であるかどうかとか、正規またはパートタイマーの別についてはわからないということでした。

最後に、マックスバリュにつきましては、述べ120人ほどの地元雇用を見込んでいるとのことでした。こちらも正規、またはパートタイマーの別についてはわからないということでした。

最後に、遊技場でございますが、こちらのほうにつきましては、雇用人数などもまだちょっとわからない状況だということでした。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（若園五朗君） 広瀬武雄君。

○7番（広瀬武雄君） ありがとうございます。

今いろいろお聞きしますと、先ほど来の下水道のコミプラへの接続を含め、あるいは固定資産税、あるいは市民税等々含めまして、何やかんやでやっぱり四、五千万増加するというふうな感覚で、自主財源が豊富になるということで非常にありがたいことと同時に、雇用関係もたまたま御説明いただきましたように、地元雇用が相当数対応いただけるということで、非常に市の活性化につながっていくという認識でございます。

そこで、6月6日に市長が立ち会われまして施設側と協定書を締結されたやに伺っておりますが、それらの内容は私も手元に入っておりますけれども、市民にこういう協定がなされたと

いうことを、詳細は必要ないと思いますが、項目程度はやはり知らしめるべきではないかと考えるところでございますが、その辺の御答弁を願いたいと思います。

○議長（若園五朗君） 渡辺調整監。

○調整監（渡辺勇人君） 協定書の締結につきましてお答えします。

6月6日の協定締結までの経緯についても若干説明をさせていただきます。

まず、ショッピングセンターの各店舗が建設、営業されますと、周辺地域にさまざまな影響が及ぶと予想されます。そこで、事業者でありますカーマ株式会社と周辺の自治会であります別府北町、中町、南町、多利町、西畑の5つの自治会により騒音防止や生活環境の対策などについて合意形成をするために、カーマ進出に伴う地域協議会が設置をされました。

この会議の開催は、昨年8月から11月までの計5回にわたり開催されまして、瑞穂市もオブザーバーとして参加をしました。また、青少年育成の観点などから、瑞穂市PTA連合会も第3回の協議会から参加することになりました。合計5回の地域協議会の結果を踏まえ、ことし6月に周辺5つの自治会長並びに瑞穂市PTA連合会長を甲、株式会社カーマ代表取締役社長を乙として、瑞穂市長が立会人となり協定書の署名、調印がなされました。

協定書の内容につきましては6項目ございまして、項目だけ説明しますと、1点目が営業時間について、2点目が事業内容が大幅に変更された場合の対応について、3点目が騒音防止及び生活環境の対策について、4点目が交通安全対策について、5点目が青少年健全育成対策について、6点目が災害対策についてという、以上の6項目でございます。

最後に、市としましてショッピングセンターのオープンは地域の発展に寄与しますので、大変喜ばしいと考えております。ですが、一方で周辺道路の交通渋滞や環境の悪化などが懸念されますので、国、県の道路管理者を初めとした関係機関と連携して、オープン後の状況をよく把握し、必要に応じて対策などを講じてまいりたいと考えております。

答弁は以上でございます。

[7番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 広瀬武雄君。

○7番（広瀬武雄君） ありがとうございます。

ということで、今おっしゃっていただいたとおりの協定書の写しを私も手に入れておりますが、何が言いたいかと申しますと、5自治会とこのようにされたことは非常に結構なことだと思いますし、当然なことだと思っておりますが、その5自治会を取り巻く周辺の自治会が、じゃあ全く関係ないかといいますと、大なり小なり直接、間接影響があるということからして、これらの契約に準ずる認識が必要ではないかと。いわゆる契約締結自治会には迷惑はかけられないけど、それ以外の自治会になら大丈夫だろうということで、早朝よりトラックを入れ込むとかというようなことが起きてはならんということで、大勢の目でショッピングセンターをい

い意味で監視していくということからすれば、広く、最低限でも穂積小学校区の皆さん方ぐら
いにはこの項目だけでもお知らせできると非常にいいかなと思うところがございますが、企画
部長に御答弁願いたいと思います。

○議長（若園五郎君） 森企画部長。

○企画部長（森 和之君） 御質問のショッピングセンターと近隣自治会との市長立ち会いのも
との協定ですが、広報に載せていくかというようなことになるかと思ひます。

広く市民の皆さんにお知らせする点からも広報に載せていきたいと考えていますが、梓の関
係でポイントのみになるかもわかりませんが、考えております。

また、ホームページでも周知することを考えておりますので、よろしくお願ひをいたします。

[7番議員挙手]

○議長（若園五郎君） 広瀬武雄君。

○7番（広瀬武雄君） ありがとうございます。

というようなことで、広く市民からも、非常に買い物とかいうことで便利な施設ができるこ
とで喜ばしいことですが、一方、先日の議会報告会にもドン・キホーテで迷惑しているとい
う方が発表されました。というようなことにならないように、お互いが善意でうまく平和的に過
ごすことができるという意味でも、ただいまのような広報へ一文を載せるということもいいの
ではないかと思うところがございますので、どうぞよろしくお願ひを申し上げます。

最後になりましたが、平成26年3月26日付の定期監査報告の提出を受けてという題になって
おりますが、これは結果的には内容をよく読んでみますと、本田第一保育所の需用費における
消耗品費の予算の問題が指摘されております。

いわゆる予算を立ててはいるものの、執行額が大幅に超過しているということで、予算その
ものが形骸化しているのではないかというようなこと。それから保育料の未徴収が非常に多い
ということ。それから、時効を経て不能欠損処理がなされている金額が結構ある。簡単に申し
上げますと、そんなような監査報告の内容になっております。

この辺のところは、保育所の保育士が、未納の父兄に対して保育料を請求するのはなかなか
請求しにくい面もあろうかと思ひますし、園長は園を管理・運営していくという立場にありま
すので、責任とは申しませんが、一番の責任者は園長でございますので、もっと教育委員会か
ら現場の園長や保育士にその辺のところの徹底をされることを望むものでありますが、いかが
お答えいただけますでしょうか。

○議長（若園五郎君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） 保育園、幼稚園もそうですけれども、管理・監督を徹底するように
指導してまいります。

[7番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 広瀬武雄君。

○7番（広瀬武雄君） ありがとうございます。

管理・監督をしていくようにしていくことは、そのとおりでございますので、今のところ本田保育所を含めまして9保育所がございますし、それから清流みずほ保育園及びおひさま保育園等々もこの中には含まれるわけでございます。

したがって、保育士の採用に非常に困難をきわめていらっしゃるその時期に、さりとてこの問題を強力に現役の保育士に求めるのはなかなか言いにくい面もございますでしょうが、どうしてもそういうことができなければ、あるいはなかなか不可能であれば、保育所に1人事務職員を派遣してでもこの金額は取り戻すべきだと私は思います。採算は合うと思います。数字はあえて、皆さん既にお読みですので申し上げませんが、結構な保育料が未納になり、不能欠損となっております。

給食費については、先日も御報告ありましたように、訴訟をおやりになっていらっしゃるかもしれませんが、この辺のところのずさんな管理が不能欠損額をふやしているということで、対象者はシングルマザーとかそういう方もいらっしゃるかも知れませんが、保育料の問題は市民税の課税所得によって決まっておるわけでございますので、いわゆる納めない得ということになりますと、納めている人たちとの間の不公平感、そして先ほど来申し上げておりますように、いろいろな自主財源をどうしたらふやすことができるかというようなことでいろいろ皆さんに御努力いただいているにもかかわらず、結果的にここで税金が、たまたまこの保育所の問題で質問しておるわけでございますけれども、こういうところで安易に税金が無駄に流れていってしまうと。これは大変許しがたいことでございますので、教育委員会としても、監査委員が指摘しておりますように、徹底的に対応いただく必要があろうかと思っております。

ひょっとしたら、保育士、あるいは保育園の園長は父兄から嫌われたくない、あるいは父兄からいい先生だと言っていただきたいということの先入観が先立ちまして、教育委員会からいろいろ言われていることを1歩2歩引いてしかしゃべられないというような現状にはなっていないのかどうかというような疑問を持つわけでございますが、その辺のところの掌握の仕方を徹底的にひとつ次長のほうから課長のほうに伝達いただくことを念願するわけですが、もう一度御答弁願いたいと思います。

○議長（若園五朗君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） この監査につきましては、課長、それから私も同席して監査を受けております。

その中で、監査委員からも重々指摘は受けております。内部でもこの辺に関しては検討しておりまして、園長会議等に出ましても、所属の園単位で未納の金額とか件数を把握して保育所長に伝え、それを保育士みんな滞納がないようにということで努めております。今後とも指

導し、監督・管理をしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

[7番議員挙手]

○議長（若園五郎君） 広瀬武雄君。

○7番（広瀬武雄君） そこにもう1つつけ加えさせていただきますならば、園長にだけは、例えば時効になる年数は何年だというようなことも徹底いただく必要があろうかと思っております。いわゆる時効の中断という措置をとることによって、不能欠損額を減らすことができるということについて、やはり園長会議とかそういう場で御徹底いただき、並びに教育いただくことが職務として当然のことだと思っておりますので、ぜひともその辺のところをよろしくお願いいたしますと思っております。

これをもって、私の質問を終わりとさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（若園五郎君） 7番 広瀬武雄君の質問を終わります。

散会の宣告

○議長（若園五郎君） 以上で、本日予定しておりました一般質問は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午後3時32分